

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。</p> <p>町長等の災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。</p> <p>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。</p> <p>防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。</p> <p>1 町の災害情報等収集及び連絡</p> <p>(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告する。</p> <p>なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。</p> <p>(2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。</p> <p>ア 災害情報の収集責任者を情報収集班長とする。</p> <p>イ 町内各地の情報を収集するため、自治会ごとに連絡責任者を定める。</p> <p>ウ 防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、速やかにその情報を把握して町に報告する。</p> <p>エ 災害情報報告の責任者は総務対策部長とし、災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、集計する。</p> <p>2 災害等の内容及び通報の時期</p> <p>(1) 道への通報</p> <p>町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。</p> <p>ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。</p> <p>町長等の災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。</p> <p>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p>災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。</p> <p>防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。</p> <p>1 町の災害情報等収集及び連絡</p> <p>(1) 町長は、災害時、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。</p> <p>(2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。</p> <p>ア 災害情報の収集責任者を情報収集班長とする。</p> <p>イ 町内各地の情報を収集するため、自治会ごとに連絡責任者を定める。</p> <p>ウ 防災関係機関は、災害時には、速やかにその情報を把握して町に報告する。</p> <p>エ 災害情報報告の責任者は総務対策部長とし、災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、集計する。</p> <p>2 災害等の内容及び通報の時期</p> <p>(1) 道への通報</p> <p>町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によりオホーツク総合振興局に通報する。</p> <p>ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置した時直ちに</p> <p>ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時</p> <p>エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき</p> <p>（2）町の通報</p> <p>ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。</p> <p>イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。</p> <p>3 被害状況の調査</p> <p>（1）被害状況調査は、関係各部・班が実施する。その分担は、第3章第1節「組織計画」のとおりとし、被害状況判定基準（資料35）に基づいて行う。</p> <p>（2）各班の調査結果は、総務班が集計する。</p> <p>（3）防災関係機関及び災害上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力する。</p> <p>（4）被害状況報告の責任者は総務対策部長とし、災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、総務班が集計する。</p>	<p>イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置した時直ちに</p> <p>ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時</p> <p>エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき</p> <p>（2）町の通報</p> <p>ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。</p> <p>イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。</p> <p>3 被害状況の調査</p> <p>（1）被害状況調査は、関係各部・班が実施する。その分担は、第3章第1節「組織計画」のとおりとし、被害状況判定基準（資料35）に基づいて行う。</p> <p>（2）各班の調査結果は、総務班が集計する。</p> <p>（3）防災関係機関及び災害上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力する。</p> <p>（4）被害状況報告の責任者は総務対策部長とし、災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、総務班が集計する。</p>	
<p style="text-align: center;">災害情報の収集体制</p>	<p style="text-align: center;">災害情報の収集体制</p>	
<p>4 被害状況報告</p> <p>災害が発生した場合、町長は、北海道地域防災計画に定める災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、オホーツク総合振興局長に報告する。</p> <p>ただし、町長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官）（資料47）に定める第2「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（第3「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。</p>	<p>4 被害状況報告</p> <p>災害が発生した場合、町長は、北海道地域防災計画に定める災害情報等報告取扱要領（資料46）に基づき、オホーツク総合振興局長に報告する。</p> <p>ただし、町長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官）（資料47）に定める第2「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（第3「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。</p> <p>また、町長は、通信の途絶等により、道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。</p> <p>また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛及び消防庁長官宛の文書を消防庁へ提出する。</p> <p>5 情報の分析整理</p> <p>町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</p>	<p>庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。</p> <p>また、町長は、通信の途絶等により、知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。</p> <p>また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛及び消防庁長官宛の文書を消防庁へ提出する。</p> <p>5 情報の分析整理</p> <p>町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p>	
<p>* 閉庁時の連絡方法と連絡先について、津別町（消防）は危機対策課（当直室）に報告様式をファ</p> <p>「*」各団体の交換機の特番（ただし、町においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルす</p>		

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>クシミリで送信するとともに、電話によりファクシミリの着信を確認する。</p> <div data-bbox="688 277 1397 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料35 被害状況判定基準 資料46 災害情報等報告取扱要領 資料47 火災・災害等即報要領 様式1 災害情報 様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）</p> </div> <p>第2 異常現象発見時の情報の収集・伝達</p> <p>1 発見者からの通報</p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれのある異常現象（激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、雪崩、火災、堤防決壊等）を発見した者は、速やかに災害対策本部（町）又は駐在所、若しくは津別消防署に通報する。</p> <p>2 各機関への通報と住民への周知</p> <p>(1) 災害対策本部長は、災害対策基本法第54条に基づき住民、警察官又は消防署員等から異常現象に関する通報を受けたときは、網走地方気象台とオホーツク総合振興局等の関係機関にその旨を通報する。</p> <p>(2) 必要な場合は、広報車、登録制メール、報道機関等により住民に対する広報を徹底する。</p> <div data-bbox="231 1066 1341 1806" style="text-align: center;"> <p>異常現象発見者の情報は、津別町役場（総務課庶務グループ）の＜夜間・休日＞日直者・夜警員に伝達され、総務課長が総務課庶務グループを主査として、町長、副町長、関係課長を通じて住民に広報車を介して伝達される。また、津別消防署、美幌警察署、オホーツク総合振興局、道庁、NHK札幌放送局、民間放送局、網走地方気象台、周辺市町村、防災会議構成機関等へも伝達される。</p> </div> <p style="text-align: center;">異常現象発生時の情報連絡系統</p>	<p>る。）</p> <p>地球衛星通信ネットワークは消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク</p> <div data-bbox="1973 367 2683 596" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料35 被害状況判定基準 資料46 災害情報等報告取扱要領 資料47 火災・災害等即報要領 様式1 災害情報 様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）</p> </div> <p>第2 異常現象発見時の情報の収集・伝達</p> <p>1 発見者からの通報</p> <p>災害時の異常現象（激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、雪崩、火災、堤防決壊等）を発見した者は、速やかに災害対策本部（町）又は美幌警察署、若しくは津別消防署に通報する。</p> <p>2 各機関への通報と住民への周知</p> <p>(1) 災害対策本部長は、災害対策基本法第54条に基づき住民、警察官又は消防署員等から異常現象に関する通報を受けたときは、網走地方気象台とオホーツク総合振興局等の関係機関にその旨を通報する。</p> <p>(2) 必要な場合は、広報車、登録制メール、報道機関等により住民に対する広報を徹底する。</p> <div data-bbox="1498 1066 2608 1806" style="text-align: center;"> <p>異常現象発見者の情報は、津別町役場 防災危機管理室の＜夜間・休日＞日直者・夜警員に伝達され、課長が防災危機管理室長として、町長、副町長、関係課長を通じて住民に広報車を介して伝達される。また、津別消防署、美幌警察署 津別交番、オホーツク総合振興局、道庁、NHK札幌放送局、民間放送局、網走地方気象台、周辺市町村、防災会議構成機関等へも伝達される。</p> </div> <p style="text-align: center;">異常現象発生時の情報連絡系統</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考								
<p>第2節 災害通信計画</p> <p>第1 通信手段の確保等</p> <p>町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。</p> <p>また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。</p> <p>なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</p> <p>第2 通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等</p> <p>第1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法によって通信連絡を行う。</p> <p>1 電話による通信</p> <p>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。</p> <p>なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。</p> <p>2 携帯電話による通信</p> <p>非常時には、職員等の携帯電話を借り上げ活用する。</p> <p>3 ファックス・パソコンによる通信</p> <p>電話線がつながっている場合には、有効活用する。</p> <p>4 電報による通信</p> <p>(1) 非常扱いの電報</p> <p>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。</p> <p>(2) 緊急扱いの電報</p> <p>非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。</p> <p>なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。</p> <p>(3) 非常・緊急電報の利用方法</p> <p>ア 115番（局番無し）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。</p> <p>イ NTTコミュニケータが出たら、</p> <p>(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。</p> <p>(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。</p> <p>(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。</p> <p>(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等</p> <p>ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="225 1801 1326 1936"> <thead> <tr> <th>電報の内容</th> <th>機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電報の内容	機関等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、	気象機関相互間	<p>第2節 災害通信計画</p> <p>第1 通信手段の確保等</p> <p>町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。</p> <p>なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。</p> <p>また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。</p> <p>第2 通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等</p> <p>第1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法によって通信連絡を行う。</p> <p>1 電話による通信</p> <p>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。</p> <p>なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 電報による通信</p> <p>(1) 非常扱いの電報</p> <p>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。</p> <p>(2) 緊急扱いの電報</p> <p>非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。</p> <p>なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。</p> <p>(3) 非常・緊急電報の利用方法</p> <p>ア 115番（局番無し）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。</p> <p>イ NTTコミュニケータが出たら、</p> <p>(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。</p> <p>(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。</p> <p>(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。</p> <p>(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等</p> <p>ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="1501 1801 2602 1936"> <thead> <tr> <th>電報の内容</th> <th>機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電報の内容	機関等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、	気象機関相互間	
電報の内容	機関等									
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、	気象機関相互間									
電報の内容	機関等									
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、	気象機関相互間									

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
緊急を要するもの		緊急を要するもの		
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間	2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間	
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間	
4 交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	4 交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間	
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と上記各欄に掲げる機関との間	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間	

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前記の第2の5（4）アの表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
(削除)	(削除)
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前記の第2の2（4）アの表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
(削除)	(削除)

現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次表（ア）の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次表（ア）の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	（1）水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 （2）ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 （3）預貯金業務を行う金融機関相互間 （4）国又は地方公共団体の機関（前記の第2の5（4）アの表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間	4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	（1）水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 （削除） （2）預貯金業務を行う金融機関相互間 （3）国又は地方公共団体の機関（前記の第2の2（4）アの表及びこの表の1欄からこの欄の（2）までに掲げるものを除く。）相互間	
（ア）新聞社等の基準		（ア）新聞社等の基準		
区別	基準	区別	基準	
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 （2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。	1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 （2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。	
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者	2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者	
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。）をいう。）を供給することを主な目的とする通信社	3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。）をいう。）を供給することを主な目的とする通信社	
電報サービス契約約款（平成11年東企営第99-2号）より引用（別表11）		電報サービス契約約款（平成11年東企営第99-2号）より引用（別表11）		
6 公衆通信設備以外の通信		5 公衆通信設備以外の通信		
公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。		公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。		
（1）町の通信施設		（1）町の通信施設		
ア 北海道総合行政情報ネットワークによる通信		ア 北海道総合行政情報ネットワークによる通信		
北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。		北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。		
イ 津別町防災行政無線による通信		（削除）		
津別町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。		（削除）		
ウ 消防無線による通信		イ 消防無線による通信		
美幌・津別広域事務組合消防本部津別消防署、消防車等に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。		美幌・津別広域事務組合消防本部津別消防署、消防車等に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。		
（2）陸上自衛隊の通信等による通信		（2）陸上自衛隊の通信等による通信		
北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。		北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。		
（3）警察電話等による通信		（3）警察電話等による通信		
美幌警察署の専用電話又は無線電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。		美幌警察署の専用電話 （削除） を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。		
（4）北海道電力株式会社の専用電話による通信		（4）北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信		
北海道電力株式会社北見支店を経て行う。		北海道電力ネットワーク株式会社の本店、支店、ネットワークセンター等を経て行う。		

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(5) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(6) 網走開発建設部専用電話による通信 網走開発建設部専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い網走開発建設部機関を経る。</p> <p>7 通信途絶時等における措置 これまでに掲げた各通信系をもって通信を行うことができないとき又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する等、臨機の措置を講ずる。 また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているため、その利用も検討する。 [連絡先] 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451</p> <div data-bbox="688 772 1397 953" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料27 専用通信施設 様式3 通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車） 様式4 通信機器の借用様式（通信機器） 様式5 通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器）</p> </div> <p>第3節 災害広報・情報提供計画 町が行う被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法 町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。 また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</p> <p>1 住民に対する広報等の方法 (1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネットSNS、 掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。 (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。</p>	<p>(5) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(6) 網走開発建設部専用電話による通信 網走開発建設部専用電話又は無線電話をもって、通信相手機関に最も近い網走開発建設部機関を経る。</p> <p>6 通信途絶時等における措置 これまでに掲げた各通信系をもって通信を行うことができないとき又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する等、臨機の措置を講ずる。 また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているため、その利用も検討する。 [連絡先] 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451</p> <div data-bbox="1976 730 2686 911" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料27 専用通信施設 様式3 通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車） 様式4 通信機器の借用様式（通信機器） 様式5 通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器）</p> </div> <p>第3節 災害広報・情報提供計画 町及び防災関係機関が行う被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 災害広報及び情報等の提供の方法 町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。 また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。</p> <p>1 住民に対する広報等の方法 (1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS（X（旧・Twitter）等）、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。 (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																								
<p>(3) (1) の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。</p> <p>(4) (1) のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム (LALERT)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。</p> <p>2 町の広報</p> <p>町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>3 災害対策現地合同本部等の広報</p> <p>災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。</p> <p>第2 安否情報の提供</p> <p>1 安否情報の照会手続</p> <p>(1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。</p> <p>(2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認する。</p> <p>(3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="210 1308 1338 1808"> <thead> <tr> <th></th> <th>照会者と照会に係る被災者との間柄</th> <th>照会に係る被災者の安否情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</td> <td>・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者</td> <td>・被災者の負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者</td> <td>・被災者について保有している安否情報の有無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 町は、(3) にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる限度に</p>		照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報	ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況	ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無	<p>(4) (1) のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。</p> <p>また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。</p> <p>2 町の広報</p> <p>町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所、医療機関、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>3 災害対策現地合同本部等の広報</p> <p>災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。</p> <p>第2 安否情報の提供</p> <p>1 安否情報の照会手続</p> <p>(1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。</p> <p>(2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。</p> <p>(3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1486 1308 2614 1854"> <thead> <tr> <th></th> <th>照会者と照会に係る被災者との間柄</th> <th>照会に係る被災者の安否情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</td> <td>・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者、その他の関係者</td> <td>・被災者の負傷又は疾病の状況</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者</td> <td>・被災者について保有している安否情報の有無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 町は、(3) にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる限度におい</p>		照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報	ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者、 その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況	ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無	
	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報																								
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																								
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況																								
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無																								
	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報																								
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報																								
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者、 その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況																								
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無																								

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>において情報を提供することができる。</p> <p>2 安否情報を回答するに当たっての町の対応</p> <p>町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。</p> <p>(1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。</p> <p>(2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>(3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>(4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。</p> <p>特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。</p> <p>なお、避難勧告等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>1 町長（基本法第60条）</p> <p>(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。</p>	<p>て情報を提供することができるものとする。</p> <p>2 安否情報を回答するに当たっての町の対応</p> <p>町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。</p> <p>(1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。</p> <p>(3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>(4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</p> <p>第3 災害時の氏名等の公表</p> <p>町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。</p> <p>特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、(削除) 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。</p> <p>なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</p> <p>1 町長（基本法第60条）</p> <p>(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の(削除) 指示を行う。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>ア 避難のための立退きの勧告又は指示</p> <p>イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示</p> <p>ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示</p> <p>(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。</p> <p>(3) 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて道知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする）。</p> <p>2 水防管理者（水防法第29条）</p> <p>(1) 水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p> <p>(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するとともに、美幌警察署長にその旨を通知する。</p> <p>4 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>(1) 警察官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p> <p>その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。</p> <p>(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。</p> <p>5 自衛隊（自衛隊法第94条等）</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）</p> <p>(2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）</p> <p>(3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）</p> <p>(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）</p> <p>(5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）</p> <p>第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助</p> <p>1 連絡</p> <p>町、道（オホーツク総合振興局）、北海道警察本部（美幌警察署等）及び自衛隊は、法律又は町地域防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。</p> <p>2 助言</p> <p>町は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</p>	<p>ア 避難のための立退きの指示</p> <p>イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示</p> <p>ウ 緊急安全確保措置の指示</p> <p>(2) 町長は、避難のための立退き（削除）又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。</p> <p>(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を、速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。</p> <p>2 水防管理者（水防法第29条）</p> <p>(1) 水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p> <p>(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するとともに、美幌警察署長にその旨を通知する。</p> <p>3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）</p> <p>(1) 警察官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。</p> <p>その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。</p> <p>(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告する。</p> <p>4 自衛隊（自衛隊法第94条等）</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）</p> <p>(2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）</p> <p>(3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）</p> <p>(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）</p> <p>(5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）</p> <p>第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助</p> <p>1 連絡</p> <p>町、道（オホーツク総合振興局）、北海道警察本部（美幌警察署等）及び自衛隊は、法律又は町地域防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。</p> <p>2 助言</p> <p>町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している網走地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																		
<p>町は、避難勧告等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>第3 避難の勧告、指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の基準 避難の勧告、指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の基準については、資料48のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料48 避難勧告等の判断基準</div> <p>第4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の周知 町長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、災害情報共有システム（L-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告、避難指示（緊急）、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容 2 避難場所等及び経路 3 火災、盗難の予防措置等 4 携行品等その他の注意事項 	<p>町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p> <p>第3 避難指示等の基準 避難指示等の基準については、資料48のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料48 避難勧告等の判断基準</div> <p>第4 避難指示等の周知 町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示等の理由及び内容 2 避難場所等及び経路 3 火災、盗難の予防措置等 4 携行品等その他の注意事項 																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">警戒レベル</th> <th style="width: 55%;">住民がとるべき行動</th> <th style="width: 30%;">住民に行動を促す情報 避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</td> <td>緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> <td>避難指示</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</td> <td>高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>災害に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td>大雨・洪水注意報</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報</td> </tr> </tbody> </table>			警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等																		
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない																		
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示																		
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難																		
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報																		
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報																		

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第5 避難方法</p> <p>1 避難誘導</p> <p>避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <p>町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。</p> <p>2 移送の方法</p> <p>(1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。</p> <p>(2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。</p> <p>第6 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>1 町の対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者等に協力を求める。</p> <p>なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。</p> <p>(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応</p> <p>町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。</p> <p>また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動</p> <p>イ 病院への移送</p> <p>ウ 施設等への緊急入所</p> <p>(4) 応急仮設住宅への優先的入居</p> <p>町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。</p> <p>(5) 在宅者への支援</p>	<p>第5 避難方法</p> <p>1 避難誘導</p> <p>避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <p>町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 移送の方法</p> <p>(1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。</p> <p>(2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。</p> <p>第6 避難行動要支援者の避難行動支援</p> <p>(削除)</p> <p>1 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者等に協力を求める。</p> <p>なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p>2 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。</p> <p>3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応</p> <p>町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。</p> <p>また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動</p> <p>イ 病院への移送</p> <p>ウ 施設等への緊急入所</p> <p>4 応急仮設住宅への優先的入居</p> <p>町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。</p> <p>5 在宅者への支援</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。</p> <p>（6）応援の要請</p> <p>町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等へ応援を要請する。</p> <p>第7 避難路及び避難場所等の安全確保</p> <p>住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。</p> <p>第8 被災者の生活環境の整備</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難場所の供与及び避難場所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>また、避難場所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難場所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>第9 指定緊急避難場所の開設</p> <p>町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>第10 指定避難所の開設</p> <p>1 町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>2 町は、 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。</p> <p>3 町は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>4 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。</p>	<p>町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。</p> <p>6 応援の要請</p> <p>町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等へ応援を要請する。</p> <p>第7 避難路及び避難場所等の安全確保</p> <p>住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。</p> <p>第8 被災者の受入れ及び生活環境の整備</p> <p>町は住民票の有無に関わらず、指定緊急避難場所や避難所に避難した者を適切に受け入れることとする。</p> <p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難場所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第9 指定緊急避難場所の開設</p> <p>町は、災害時、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>第10 指定避難所の開設</p> <p>1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、(削除)管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。</p> <p>3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p> <p>4 町は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。</p> <p>6 町は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">資料26 避難場所一覧</p> <p>第11 避難所の運営管理等</p> <p>1 町は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。</p> <p>また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>3 町は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>4 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、</p> <p style="text-align: right;">専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、必要に応じて道からの助言・支援を求める。</p> <p>5 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">資料26 避難場所一覧</p> <p>第11 指定避難所の運営管理等</p> <p>1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。</p> <p>また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。</p> <p>3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がいの特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。</p> <p>4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、簡易ベッド等の早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、必要に応じて道からの助言・支援を求める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。</p> <p>また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>6 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>7 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努める。</p> <p>8 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p>	<p>7 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>10 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて宿泊施設等への移動を避難者に促す。 特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>11 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。 また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>13 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。</p> <p>14 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>15 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p> <p>16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p>	
資料49 避難所運営マニュアル	資料49 避難所運営マニュアル	第12 広域避難

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第12 広域一時滞在</p> <p>1 道内における広域一時滞在</p> <p>(1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると町長が認めたときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて協議を行う。</p> <p>なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求める。</p> <p>(2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。</p> <p>(3) 町長又は道知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。</p> <p>なお、協議先市町村長は必要に応じて、道知事に助言を求める。</p> <p>(4) 町長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに道知事に報告する。</p> <p>(5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するととも</p>	<p>1 広域避難の協議等</p> <p>町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、本町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。</p> <p>2 道内における広域避難</p> <p>町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。</p> <p>3 道外への広域避難</p> <p>(1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。</p> <p>(2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。</p> <p>4 避難者の受け入れ</p> <p>町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>5 関係機関の連携</p> <p>(1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 関係機関及び道は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>第13 広域一時滞在</p> <p>1 道内における広域一時滞在</p> <p>(1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると町長が認めたときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて協議を行う。</p> <p>なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>(2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。</p> <p>(3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。</p> <p>なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。</p> <p>(4) 町長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。</p> <p>(5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>に、道知事に報告する。</p> <p>(6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。</p> <p>(7) 道知事は、災害の発生により、町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。</p> <p>また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐ。</p> <p>なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。</p> <p>2 道外への広域一時滞在</p> <p>(1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対する被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。</p> <p>(2) 町長は、道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。</p> <p>(3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を道知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。</p> <p>3 広域一時滞在避難者への対応</p> <p>町は、広域一時滞在により、居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p> <p>第5節 応急措置実施計画</p> <p>災害時において、町長等が実施する応急措置は、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任者</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員 消防機関の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者 警察官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 道知事 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 <p>第2 町の実施する応急措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。 	<p>長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。</p> <p>(6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。</p> <p>(7) 知事は、災害の発生により、町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。</p> <p>また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。</p> <p>2 道外への広域一時滞在</p> <p>(1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対する被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。</p> <p>(2) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。</p> <p>(3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。</p> <p>3 広域一時滞在避難者への対応</p> <p>町は、広域一時滞在により、居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。</p> <p>第5節 応急措置実施計画</p> <p>災害時において、町長等が実施する応急措置は、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任者</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員 消防機関の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者 警察官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 知事 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 <p>第2 町の実施する応急措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 町長及びその所轄の下に行動する水防団（消防団）長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害時は、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の、災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、 	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。</p> <p>第3 警戒区域の設定</p> <p>1 町長(基本法第63条、地方自治法第153条)</p> <p>町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）</p> <p>火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。</p> <p>3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）</p> <p>水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>4 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）</p> <p>(1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。</p> <p>(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。</p> <p>(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条)</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。</p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画</p>	<p>関係機関等の協力を求めることができる。</p> <p>第3 警戒区域の設定</p> <p>1 町長(基本法第63条、地方自治法第153条)</p> <p>町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員は、災害時において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限（削除）、若しくは禁止（削除）、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）</p> <p>火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止（削除）若しくは制限することができる。</p> <p>3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）</p> <p>水防上緊急の必要がある場所においては、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止（削除）、若しくは制限（削除）、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>4 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）</p> <p>(1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限（削除）、若しくは禁止（削除）、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。</p> <p>(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止（削除）若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。</p> <p>(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止（削除）、若しくは制限（削除）、又はその区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(基本法第63条)</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。</p> <p>第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考												
<p>天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求は、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 災害派遣要請</p> <p>1 要請手続等</p> <p>(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（オホーツク総合振興局長）に要求する（様式6）。</p> <p>この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊の長に通知する。</p> <p>また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によって依頼し、速やかに文書を提出する。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 派遣部隊が展開できる場所 オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項</p> <p>(2) 要請権者は、前項（1）によって派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊の長に部隊の派遣を要請する。</p> <p>(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により、要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、以下の連絡先に直接通知することができる。ただし、この要求をしたときは速やかに知事（オホーツク総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行う。</p> <table border="1" data-bbox="231 1129 1359 1268"> <tr> <td>連絡先</td> <td>陸上自衛隊第5旅団</td> </tr> <tr> <td>連絡窓口</td> <td>第6 普通科連隊（美幌駐屯地司令）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>網走郡美幌町字田中 国有地 TEL 0152-73-2114 内線235（当直302）</td> </tr> </table> <p>2 受入体制</p> <p>町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 経費</p> <p>(1) 次の費用は、派遣部隊の町において負担する。</p> <p>ア 資材費及び機器借上料 イ 電話料及びその施設費 ウ 電気料 エ 水道料 オ くみ取料</p> <p>(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。</p> <p>(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。</p> <p style="text-align: center;">資料6 自衛隊派遣要請書</p>	連絡先	陸上自衛隊第5旅団	連絡窓口	第6 普通科 連隊（美幌駐屯地司令）	所在地	網走郡美幌町字田中 国有地 TEL 0152-73-2114 内線235（当直302）	<p>天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求は、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 災害派遣要請</p> <p>1 要請手続等</p> <p>(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（オホーツク総合振興局長）に要求する（様式6）。</p> <p>この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊の長に通知するものとする。</p> <p>また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によって依頼し、速やかに文書を提出する。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 派遣部隊が展開できる場所 オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項</p> <p>(2) 要請権者は、前項（削除）によって派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊の長に部隊の派遣を要請するものとする。</p> <p>(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により、要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、以下の連絡先に直接通知することができる。ただし、この要求をしたときは速やかに知事（オホーツク総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行う。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1129 2635 1268"> <tr> <td>連絡先</td> <td>陸上自衛隊第5旅団</td> </tr> <tr> <td>連絡窓口</td> <td>第6 即応機動連隊（美幌駐屯地司令）</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>網走郡美幌町字田中 国有地 TEL 0152-73-2114 内線235（当直302）</td> </tr> </table> <p>2 受入体制</p> <p>町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 経費</p> <p>(1) 次の費用は、派遣部隊の町において負担する。</p> <p>ア 資材費及び機器借上料 イ 電話料及びその施設費 ウ 電気料 エ 水道料 オ くみ取料</p> <p>(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。</p> <p>(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。</p> <p style="text-align: center;">様式6 自衛隊派遣要請書</p>	連絡先	陸上自衛隊第5旅団	連絡窓口	第6 即応機動 連隊（美幌駐屯地司令）	所在地	網走郡美幌町字田中 国有地 TEL 0152-73-2114 内線235（当直302）	
連絡先	陸上自衛隊第5旅団													
連絡窓口	第6 普通科 連隊（美幌駐屯地司令）													
所在地	網走郡美幌町字田中 国有地 TEL 0152-73-2114 内線235（当直302）													
連絡先	陸上自衛隊第5旅団													
連絡窓口	第6 即応機動 連隊（美幌駐屯地司令）													
所在地	網走郡美幌町字田中 国有地 TEL 0152-73-2114 内線235（当直302）													

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第2 派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 遭難者等の捜索救助活動 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療、救護及び防疫 8 人員及び物資の緊急輸送 9 炊飯及び給水 10 物資の無償貸付又は譲与 11 危険物の保安及び除去 12 その他 <p>第3 自衛隊との連携強化</p> <p>1 連絡体制の確立</p> <p>町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。</p> <p>2 連絡調整</p> <p>町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊の長と密接な連絡調整を行う。</p> <p>第4 災害派遣時の権限</p> <p>災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。道知事等の要請によって派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。</p> <p>なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条） 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項） 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項） 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項） 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項） 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項） <p>第5 派遣部隊の撤収</p> <p>町長は、災害派遣要請の目的が達成したとき、又はその必要がなくなったときは速やかに文書（様式7）をもって道知事（オホーツク総合振興局長）に連絡する。</p>	<p>第2 派遣活動</p> <p>災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 遭難者等の捜索救助活動 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療、救護及び防疫 8 人員及び物資の緊急輸送 9 炊飯及び給水 10 物資の無償貸付又は譲与 11 危険物の保安及び除去 12 その他 <p>第3 自衛隊との連携強化</p> <p>1 連絡体制の確立</p> <p>町長及び知事（オホーツク総合振興局長）は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。</p> <p>2 連絡調整</p> <p>町長及び知事（オホーツク総合振興局長）は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊の長と密接な連絡調整を行うものとする。</p> <p>第4 災害派遣時の権限</p> <p>災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請によって派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。</p> <p>なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条） 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項） 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項） 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項） 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項） 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項） <p>第5 派遣部隊の撤収</p> <p>町長は、災害派遣要請の目的が達成したとき、又はその必要がなくなったときは速やかに文書（様式7）をもって知事（オホーツク総合振興局長）に連絡する。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<div data-bbox="688 195 1397 233" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">資料7 自衛隊の撤収書</div> <p>第7節 広域応援・受援計画</p> <p>大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節第12「広域一時滞在」による。</p> <p>第1 道、市町村間の応援・受援活動</p> <p>1 道からの職員の派遣</p> <p>道知事は、災害の状況に応じて、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うため、職員を派遣することができる。</p> <p>2 応援協定による応援</p> <p>町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料58）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。</p> <p>3 基本法による応援</p> <p>町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、道知事（オホーツク総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <div data-bbox="688 1268 1397 1306" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">資料58 各種協定等</div> <p>第2 消防機関（美幌・津別広域事務組合）</p> <p>1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機</p>	<div data-bbox="1976 195 2686 233" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">様式7 自衛隊の撤収書</div> <p>第7節 広域応援・受援計画</p> <p>大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第4節第13「広域一時滞在」による。</p> <p>第1 国、道、市町村間の応援・受援活動</p> <p>1 町に対する応援（受援）</p> <p>知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。</p> <p>2 応援協定による応援</p> <p>町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料58）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。</p> <p>3 基本法による応援</p> <p>町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（オホーツク総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた知事（オホーツク総合振興局長）及び市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。</p> <div data-bbox="1976 1136 2686 1173" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">資料58 各種協定等</div> <p>4 応急対策職員派遣制度による応援の要請</p> <p>北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。</p> <p>なお、道及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>5 他の都府県等からの応援要求への対応</p> <p>町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長から応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。</p> <p>第2 消防機関（美幌・津別広域事務組合）</p> <p>1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。</p> <p>2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入れ体制を確立しておく。</p> <p>3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料50）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料51）に基づき、迅速かつ的確に対処する。</p> <div data-bbox="688 499 1397 594" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料50 緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画 資料51 緊急消防援助隊受援計画</p> </div> <p>第8節 ヘリコプター等活用計画 災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 基本方針 町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。</p> <p>第2 ヘリコプター等の活動内容</p> <p>1 災害応急対策活動</p> <p>(1) 被災状況調査等の情報収集活動</p> <p>(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送</p> <p>2 救急・救助活動</p> <p>(1) 傷病者、医師等の搬送</p> <p>(2) 被災者の救助・救出</p> <p>3 火災防御活動</p> <p>(1) 空中消火</p> <p>(2) 消火資機材、人員等の搬送</p> <p>4 その他 ヘリコプター等の活用が有効と認める場合</p> <p>第3 町の対応等</p> <p>1 緊急運航の要請 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道知事に対して要請を行う。</p> <p>(1) 災害が隣接する市町に拡大、又は影響を与えるおそれがある場合</p> <p>(2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合</p> <p>(3) その他ヘリコプター等による活動が最も有効と認められる場合</p> <p>また、自衛隊に対する要請は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。</p>	<p>関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。</p> <p>2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等からの応援の受入れ体制を確立しておく。</p> <p>3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画」（資料50）及び「北海道緊急消防援助隊受援計画」（資料51）に基づき、迅速かつ的確に対処する。</p> <div data-bbox="1973 548 2683 642" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料50 緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画 資料51 北海道緊急消防援助隊受援計画</p> </div> <p>第8節 ヘリコプター等活用計画 災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 基本方針 町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。</p> <p>第2 ヘリコプター等の活動内容</p> <p>1 災害応急対策活動</p> <p>(1) 被災状況調査等の情報収集活動</p> <p>(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送</p> <p>2 救急・救助活動</p> <p>(1) 傷病者、医師等の搬送</p> <p>(2) 被災者の救助・救出</p> <p>3 火災防御活動</p> <p>(1) 空中消火</p> <p>(2) 消火資機材、人員等の搬送</p> <p>4 その他 ヘリコプター等の活用が有効と認める場合</p> <p>第3 町の対応等 町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。</p> <p>1 緊急運航の要請 町長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対して要請を行う。</p> <p>(1) 災害が隣接する市町に拡大、又は影響を与えるおそれがある場合</p> <p>(2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合</p> <p>(3) その他ヘリコプター等による活動が最も有効と認められる場合</p> <p>また、自衛隊に対する要請は、本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>2 要請方法 道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式8）を提出する。</p> <p>（1）災害の種類 （2）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 （3）災害現場の気象状況 （4）災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法 （5）消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 （6）応援に要する資機材の品目及び数量 （7）その他必要な事項</p> <p>3 要請先 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 ・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234 ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898</p> <p>4 報告 町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式9）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。</p> <p>5 救急患者の緊急搬送手続等 （1）応援要請 町長は、道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料52）に基づき行う。</p> <p>（2）救急患者の搬送手続 ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後オホーツク総合振興局（地域創生部地域政策課）にその旨を連絡する。</p> <p>イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式10）を提出する。</p> <p>ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。</p> <p>エ 町長は、道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。</p> <p>6 離着陸場の確保 安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する（資料28）</p> <p>7 安全対策 ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。</p> <p>8 消防防災ヘリコプターの運行系統</p>	<p>2 要請方法 知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式8）を提出する。</p> <p>（1）災害の種類 （2）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 （3）災害現場の気象状況 （4）災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法 （5）消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 （6）応援に要する資機材の品目及び数量 （7）その他必要な事項</p> <p>3 要請先 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 ・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234 ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898</p> <p>4 報告 町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式9）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。</p> <p>5 救急患者の緊急搬送手続等 （1）応援要請 町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料53）に基づき行う。</p> <p>（2）救急患者の搬送手続 ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後オホーツク総合振興局（危機対策室）にその旨を連絡する。</p> <p>イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式10）を提出する。</p> <p>ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。</p> <p>エ 町長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。</p> <p>6 離着陸場の確保 安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する（資料28）</p> <p>7 安全対策 ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。</p> <p>8 消防防災ヘリコプターの運行系統</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(1) 消防関係業務</p> <p>消防</p> <p>連絡調整</p> <p>市町村</p> <p>1. 電話 2. FAX (伝達表～別紙)</p> <p>防災航空室 電話 011 (782) 3233 FAX 011 (782) 3234</p> <p>電話</p> <p>道</p> <p>オホーツク総合振興局 (地域政策課) 電話 0152 (41) 0625</p> <p>(災害派遣要請)</p> <p>札幌市消防局ヘリ *指令情報センター 電話 011 (215) 2080 FAX 011 (261) 9119 *航空隊 電話 011 (784) 0119 FAX 011 (784) 0290</p> <p>道警ヘリ</p> <p>陸上自衛隊 航空自衛隊 海上保安庁</p> <p>(2) 救急患者の搬送</p> <p>医療機関</p> <p>消防</p> <p>津別町役場 電話 76-2151</p> <p>1. 電話 2. FAX (伝達表～別紙)</p> <p>オホーツク総合振興局 (地域政策課) 電話 0152 (41) 0625</p> <p>《連絡》 FAX (伝達表～別紙)</p> <p>防災航空室 電話 011 (782) 3233 FAX 011 (782) 3234</p> <p>医療機関の連絡対応</p> <p>1. 受入病院に連絡 2. 消防に連絡 3. 防災航空室にFAX 4. 消防にFAX</p> <p>札幌市消防局ヘリ</p> <p>道警ヘリ</p> <p>陸上自衛隊 航空自衛隊 海上保安庁</p> <p>資料28 ヘリコプター離着陸可能地 資料52 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱</p>	<p>(1) 消防関係業務</p> <p>消防</p> <p>連絡調整</p> <p>津別町役場 電話 76-2151</p> <p>1. 電話 2. FAX (伝達表～別紙)</p> <p>防災航空室 電話 011 (782) 3233 FAX 011 (782) 3234</p> <p>電話</p> <p>道</p> <p>オホーツク総合振興局 (危機対策室) 電話 0152 (41) 0625</p> <p>(災害派遣要請)</p> <p>札幌市消防局ヘリ *指令情報センター 電話 011 (215) 2080 FAX 011 (261) 9119 *航空隊 電話 011 (784) 0119 FAX 011 (784) 0290</p> <p>道警ヘリ</p> <p>陸上自衛隊 航空自衛隊 海上保安庁</p> <p>(2) 救急患者の搬送</p> <p>医療機関</p> <p>消防</p> <p>津別町役場 電話 76-2151</p> <p>1. 電話 2. FAX (伝達表～別紙)</p> <p>オホーツク総合振興局 (危機対策室) 電話 0152 (41) 0625</p> <p>《連絡》 FAX (伝達表～別紙)</p> <p>防災航空室 電話 011 (782) 3233 FAX 011 (782) 3234</p> <p>医療機関の連絡対応</p> <p>1. 受入病院に連絡 2. 消防に連絡 3. 防災航空室にFAX 4. 消防にFAX</p> <p>札幌市消防局ヘリ</p> <p>道警ヘリ</p> <p>陸上自衛隊 航空自衛隊 海上保安庁</p> <p>資料28 ヘリコプター離着陸可能地 資料52 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>資料53 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 様式8 北海道消防防災ヘリコプター運航伝達票 様式9 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書 様式10 救急患者の緊急搬送情報伝達票</p>	<p>資料53 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 様式8 北海道消防防災ヘリコプター運航伝達票 様式9 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書 様式10 救急患者の緊急搬送情報伝達票</p>	
<p>第4 ドクターヘリの要請 1 要請基準 119番通報を受報した美幌・津別広域事務組合又は現場に出動した救急隊が救急現場において、「救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」（資料54）または「ドクターヘリ要請基準」（資料55）に記載されている基準例を参考に、医師による早期治療を要する症例と判断した場合にドクターヘリの要請を行う。</p> <p>2 要請方法（ドクターヘリ運用の流れ）</p> <p>資料54 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン 資料55 ドクターヘリ要請基準</p>	<p>第4 ドクターヘリの要請 1 要請基準 119番通報を受報した美幌・津別広域事務組合又は現場に出動した救急隊が救急現場において、「救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」（資料54）または「ドクターヘリ要請基準」（資料55）に記載されている基準例を参考に、医師による早期治療を要する症例と判断した場合にドクターヘリの要請を行う。</p> <p>2 要請方法（ドクターヘリ運用の流れ）</p> <p>資料54 救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン 資料55 ドクターヘリ要請基準</p>	
<p>第9節 救助救出計画 災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。 なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。 また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。</p> <p>第1 実施責任</p>	<p>第9節 救助救出計画 災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。 なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。 また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。</p> <p>第1 実施責任</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>1 町（消防）</p> <p>町長（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により、生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。</p> <p>また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。</p> <p>2 美幌警察署</p> <p>被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。</p> <p>第2 救助救出活動</p> <p>町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。</p> <p>特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>第10節 医療救護計画</p> <p>災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、道知事の委任により町長が実施するほか、道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。</p> <p>第2 医療救護活動の実施</p> <p>1 町が実施する医療救護活動</p> <p>(1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、津別病院に医療救護の要請を行う。また、災害の状況に応じて日本赤十字社北海道支部、美幌医師会、その他の関係機関（災害派遣チーム「DMAT」を含む。）等の関係機関に協力を要請する。</p> <p>ただし、救助法が適用された場合は、道知事が実施し、町はこれに協力する。</p> <p>(2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。</p> <p>2 医療救護の対象者</p> <p>(1) 対象者</p> <p>医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。</p> <p>(2) 対象者の把握</p> <p>町は、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、直ちに医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずる。</p> <p>3 救護所の設置</p>	<p>1 町（消防）</p> <p>町長（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により、生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。</p> <p>また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求める。</p> <p>2 美幌警察署</p> <p>被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。</p> <p>第2 救助救出活動</p> <p>町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。</p> <p>特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p>第10節 医療救護計画</p> <p>災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。</p> <p>第2 医療救護活動の実施</p> <p>1 町が実施する医療救護活動</p> <p>(1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、津別病院に医療救護の要請を行う。また、災害の状況に応じて日本赤十字社北海道支部、美幌医師会、その他の関係機関（災害派遣チーム「DMAT」を含む。）等の関係機関に協力を要請する。</p> <p>ただし、救助法が適用された場合は、知事が実施し、町はこれに協力する。</p> <p>(2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。</p> <p>2 医療救護の対象者</p> <p>(1) 対象者</p> <p>医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者とする。</p> <p>(2) 対象者の把握</p> <p>町は、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、直ちに医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずる。</p> <p>3 救護所の設置</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>（1）設置基準</p> <p>町は、以下の基準を目安として救護所の設置を決定する。</p> <p>ア 町内の医療施設の診療能力を超える程の多数の負傷者が発生したとき</p> <p>イ 町内の医療施設が被災し、十分な診療機能が発揮できないと判断したとき</p> <p>ウ 災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき</p> <p>（2）設置場所</p> <p>町は、災害の状況等を勘案するとともに、以下の点に留意して設置場所を決定する。</p> <p>ア 負傷者が多数見込まれる地域に設置する。</p> <p>イ 負傷者が集まりやすい場所に設置する。</p> <p>ウ ライフラインの確保が容易な場所に設置する。</p> <p>エ 応急処理が実施できる広さが確保できる場所に設置する。</p> <div data-bbox="688 726 1397 772" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料19 医療機関等一覧</div> <p>第3 輸送体制の確保</p> <p>1 重症患者等の搬送</p> <p>重症患者等の医療機関への搬送は、原則として美幌・津別広域事務組合津別消防署が実施する。</p> <p>ただし、美幌・津別広域事務組合津別消防署の救急車両が確保できないときは、町、道等が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。</p> <p>なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。ドクターヘリの派遣については、本章第8節第4「ドクターヘリの要請」を準用する。</p> <p>第4 医薬品等の確保</p> <p>町は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。</p> <p>ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。</p> <p>第5 臨時の医療施設に関する特例</p> <p>町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。</p> <p>第11節 防疫計画</p> <p>災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。</p> <p>（1）感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。</p> <p>（2）北見保健所長の指導のもと集団避難場所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p>（3）地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。</p>	<p>（1）設置基準</p> <p>町は、以下の基準を目安として救護所の設置を決定する。</p> <p>ア 町内の医療施設の診療能力を超える程の多数の負傷者が発生したとき</p> <p>イ 町内の医療施設が被災し、十分な診療機能が発揮できないと判断したとき</p> <p>ウ 災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき</p> <p>（2）設置場所</p> <p>町は、災害の状況等を勘案するとともに、以下の点に留意して設置場所を決定する。</p> <p>ア 負傷者が多数見込まれる地域に設置する。</p> <p>イ 負傷者が集まりやすい場所に設置する。</p> <p>ウ ライフラインの確保が容易な場所に設置する。</p> <p>エ 応急処理が実施できる広さが確保できる場所に設置する。</p> <div data-bbox="1976 726 2686 772" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料19 医療機関等一覧</div> <p>第3 輸送体制の確保</p> <p>（削除）</p> <p>重症患者等の医療機関への搬送は、原則として美幌・津別広域事務組合津別消防署が実施する。</p> <p>ただし、美幌・津別広域事務組合津別消防署の救急車両が確保できないときは、町、道等が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。</p> <p>なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。ドクターヘリの派遣については、本章第8節第4「ドクターヘリの要請」を準用する。</p> <p>第4 医薬品等の確保</p> <p>町は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。</p> <p>第5 臨時の医療施設に関する特例</p> <p>町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。</p> <p>第11節 防疫計画</p> <p>災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。</p> <p>（1）感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。</p> <p>（2）北見保健所長の指導のもと集団避難場所等において住民に対する保健指導等を実施する。</p> <p>（3）地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第2 防疫の実施組織 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。</p> <p>第3 感染症の予防</p> <p>1 指示及び命令 町長は、感染症予防上必要があると認める場合及び道知事（北見保健所）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施する。</p> <p>（1）感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項） （2）ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項） （3）生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項） （4）物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項） （5）公共の場所の清潔方法に関する指示 （6）臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）</p> <p>2 検病調査及び保健指導等 検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施する。</p> <p>（1）検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難場所においては、道が編成する検病調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。 （2）地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。 （3）検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。</p> <p>3 予防接種 町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して道知事（北見保健所）の指示を受け、予防接種を実施する。</p> <p>4 清潔方法 家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、道知事（北見保健所）の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。</p> <p>（1）ごみ 収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。</p> <p>（2）し尿 し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。</p> <p>5 消毒方法 町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事（北見保健所）の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。</p> <p>6 ねずみ族、昆虫等の駆除 町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。</p> <p>7 生活用水の供給</p>	<p>第2 防疫の実施組織 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。</p> <p>第3 感染症の予防</p> <p>1 指示及び命令 町長は、感染症予防上必要があると認める場合及び知事（北見保健所）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施する。</p> <p>（1）感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項） （2）ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項） （3）生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項） （4）物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項） （5）公共の場所の清潔方法に関する指示 （6）臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）</p> <p>2 検病調査及び保健指導等 検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施する。</p> <p>（1）検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難場所においては、道が編成する検病調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。 （2）地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。 （3）検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。</p> <p>3 予防接種 町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して知事（北見保健所）の指示を受け、予防接種を実施する。</p> <p>4 清潔方法 家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、知事（北見保健所）の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。</p> <p>（1）ごみ 収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋め立て等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。</p> <p>（2）し尿 し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。</p> <p>5 消毒方法 町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事（北見保健所）の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。</p> <p>6 ねずみ族、昆虫等の駆除 町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。</p> <p>7 生活用水の供給</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																
<p>町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。</p> <p>なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。</p> <p>8 一般飲用井戸等の管理等</p> <p>飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。</p> <p>9 防疫用資機材の確保</p> <p>町は、消毒器材など必要な防疫用資機材を確保するとともに、普段からその使用方法について訓練に努める。消毒剤については、町内薬局から調達し、不足する場合には道に対して確保を依頼する。</p> <p>10 防疫活動の報告</p> <p>町は、災害防疫活動を実施したときは様式に従って防疫活動状況を取りまとめ、保健所を通じて道に報告するとともに、完了したときにも同様に報告する。</p> <p>第4 患者等に対する措置</p> <p>感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、道知事（北見保健所）が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施する。</p> <p>ただし、感染症病隔離病舎に収容することが困難なときは、適当な場所に臨時隔離病舎を設けて収容する。また、やむを得ない理由で自宅隔離を行う場合は、し尿等の衛生的処理を特に厳重にする。</p> <p style="text-align: center;">感染症病隔離病舎</p> <table border="1" data-bbox="181 1041 1359 1178"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ベッド数</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北見赤十字病院</td> <td>2</td> <td>北見市北6条東2丁目</td> <td>0157-24-3115</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 避難場所等の防疫指導</p> <p>町長は、避難場所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。</p> <p>1 健康調査等</p> <p>町は、道知事（北見保健所）や避難場所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。</p> <p>2 清潔方法、消毒方法等の実施</p> <p>町は、北見保健所長の指導のもと、避難場所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。</p> <p>3 集団給食</p> <p>給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。</p> <p>また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。</p> <p>4 飲料水等の管理</p> <p>飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。</p> <p>第6 家畜防疫</p> <p>家畜の防疫については、本章第37節「農林業応急対策計画」を準用する。</p>	名称	ベッド数	所在地	電話	北見赤十字病院	2	北見市北6条東2丁目	0157-24-3115	<p>町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。</p> <p>なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。</p> <p>8 一般飲用井戸等の管理等</p> <p>飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。</p> <p>9 防疫用資機材の確保</p> <p>町は、消毒器材など必要な防疫用資機材を確保するとともに、普段からその使用方法について訓練に努める。消毒剤については、専門業者等から調達し、不足する場合には道に対して確保を依頼する。</p> <p>10 防疫活動の報告</p> <p>町は、災害防疫活動を実施したときは様式に従って防疫活動状況を取りまとめ、保健所を通じて道に報告するとともに、完了したときにも同様に報告する。</p> <p>第4 患者等に対する措置</p> <p>感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、知事（北見保健所）が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施する。</p> <p>ただし、感染症病隔離病舎に収容することが困難なときは、適当な場所に臨時隔離病舎を設けて収容する。また、やむを得ない理由で自宅隔離を行う場合は、し尿等の衛生的処理を特に厳重にする。</p> <p style="text-align: center;">感染症病隔離病舎</p> <table border="1" data-bbox="1451 1041 2629 1178"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ベッド数</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北見赤十字病院</td> <td>2</td> <td>北見市北6条東2丁目</td> <td>0157-24-3115</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定避難所等の防疫指導</p> <p>町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。</p> <p>1 健康調査等</p> <p>町は、知事（北見保健所）や指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。</p> <p>2 清潔方法、消毒方法等の実施</p> <p>町は、北見保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。</p> <p>3 集団給食</p> <p>給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。</p> <p>また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。</p> <p>4 飲料水等の管理</p> <p>飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。</p> <p>第6 家畜防疫</p> <p>家畜の防疫については、本章第37節「農林業応急対策計画」を準用する。</p>	名称	ベッド数	所在地	電話	北見赤十字病院	2	北見市北6条東2丁目	0157-24-3115	
名称	ベッド数	所在地	電話															
北見赤十字病院	2	北見市北6条東2丁目	0157-24-3115															
名称	ベッド数	所在地	電話															
北見赤十字病院	2	北見市北6条東2丁目	0157-24-3115															

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第12節 清掃等計画</p> <p>被災地区のごみ及びし尿並びに家屋倒壊等に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境保全と復興を図る。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>1 ごみ及びし尿処理</p> <p>(1) 災害時における清掃は、町長（住民対策部）が実施する。</p> <p>(2) 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を要請する。</p> <p>2 死亡獣畜の処理</p> <p>オホーツク総合振興局農務課の指示に基づき町（産業対策部）が実施する。</p> <p>第2 ごみ処理</p> <p>1 収集の方法</p> <p>(1) 被災地の住民に協力を要請し、伝染病の源となる汚物、生ごみから優先的に収集するよう努める。</p> <p>(2) ごみの収集にあたっては、できるかぎり平時の分別区分による収集に努める。</p> <p>2 ごみ処理</p> <p>(1) 可燃物ごみ処理は、大空町一般廃棄物焼却処理施設で行う。</p> <p>(2) 不燃物ごみ処理は、一般廃棄物最終処分場（共和）を利用する。</p> <p>第3 し尿処理</p> <p>1 計画の作成</p> <p>公共下水道の被害状況を基に、し尿処理計画を作成する。</p> <p>2 仮設トイレの設置</p> <p>避難場所等で既存のトイレが不足するときは、民間業者等より調達し、仮設トイレを設置する。</p> <p>3 処理方法</p> <p>(1) 被害の状況によりし尿処理施設による処理が必要な場合は、避難所など緊急を要するものから優先的に行うとともに、平常のし尿収集業務も並行して行う。</p> <p>(2) 被害が大きく町で処理不能の場合は、オホーツク総合振興局を通じて道に連絡し、他市町村の応援を求める。</p> <p>第4 災害廃棄物処理</p> <p>1 計画の作成</p> <p>災害廃棄物の発生量を予測し、災害廃棄物処理計画を作成する。</p> <p>2 処理方法</p> <p>(1) 災害廃棄物は、その所有する事業所の管理者が基本的に処理するが、町は必要に応じて清掃班を編成し、委託業者等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) 災害廃棄物は、可燃物、粗大物、埋立て物にできる限り分類して、あらかじめ定めた臨時集積場へ集積する。</p> <p>(3) 分別収集された災害廃棄物は原則として、それぞれ大空町一般廃棄物焼却処理施設、一般廃棄物最終処分場（共和）で処理・処分する。</p> <p>(4) 被害が甚大で町では処理が困難な場合には、北見保健所又は道に応援要請を行う。</p>	<p>第12節 清掃等計画</p> <p>被災地区のごみ及びし尿並びに家屋倒壊等に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境保全と復興を図る。</p> <p>第1 実施責任者</p> <p>1 ごみ及びし尿処理</p> <p>(1) 災害時における清掃は、町長（住民対策部）が実施する。</p> <p>(2) 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を要請する。</p> <p>2 死亡獣畜の処理</p> <p>オホーツク総合振興局農務課の指示に基づき町（産業対策部）が実施する。</p> <p>第2 ごみ処理</p> <p>1 収集の方法</p> <p>(1) 被災地の住民に協力を要請し、伝染病の源となる汚物、生ごみから優先的に収集するよう努める。</p> <p>(2) ごみの収集にあたっては、できるかぎり平時の分別区分による収集に努める。</p> <p>2 ごみ処理</p> <p>(1) 可燃物ごみ処理は、北見市クリーンライフセンターで行う。</p> <p>(2) 不燃物ごみ処理は、一般廃棄物最終処分場（共和）を利用する。</p> <p>第3 し尿処理</p> <p>1 計画の作成</p> <p>公共下水道の被害状況を基に、し尿処理計画を作成する。</p> <p>2 仮設トイレの設置</p> <p>避難場所等で既存のトイレが不足するときは、民間業者等より調達し、仮設トイレを設置する。</p> <p>3 処理方法</p> <p>(1) 被害の状況によりし尿処理施設による処理が必要な場合は、避難所など緊急を要するものから優先的に行うとともに、平常のし尿収集業務も並行して行う。</p> <p>(2) 被害が大きく町で処理不能の場合は、オホーツク総合振興局を通じて道に連絡し、他市町村の応援を求める。</p> <p>第4 災害廃棄物処理</p> <p>1 計画の作成</p> <p>災害廃棄物の発生量を予測し、災害廃棄物処理計画を作成する。</p> <p>2 処理方法</p> <p>(1) 災害廃棄物は、その所有する事業所の管理者が基本的に処理するが、町は必要に応じて清掃班を編成し、委託業者等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) 災害廃棄物は、可燃物、粗大物、埋立て物にできる限り分類して、あらかじめ定めた臨時集積場へ集積する。</p> <p>(3) 分別収集された災害廃棄物は原則として、それぞれ北見市クリーンライフセンター、一般廃棄物最終処分場（共和）で処理・処分する。</p> <p>(4) 被害が甚大で町では処理が困難な場合には、北見保健所又は道に応援要請を行う。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第5 清掃班の編成</p> <p>1 清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。</p> <p>(1) ごみ処理班 班長1人、班員2～4人</p> <p>(2) し尿処理班 班長1人、班員2人</p> <p>(3) 産業廃棄物処理班 班長1人、班員5～10人</p> <p>2 清掃班を編成する場合は、各自治会の衛生部長を含めて編成する。</p> <p>第6 死亡獣畜（牛、馬、豚等の死骸）の処理方法</p> <p>1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却等の処理を行う。</p> <p>2 移動することができないものについては、オホーツク総合振興局農務課の指導を受けて臨機の措置を講ずる。</p> <p>3 埋却する場合には1m以上覆土する。</p> <div data-bbox="688 726 1397 772" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料38 ごみ処理施設・し尿処理施設</div> <p>第13節 災害警備計画</p> <p>災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、美幌警察署と津別、活汲、本岐の各駐在所において北海道地域防災計画とこの計画に基づき活動を行う。</p> <p>第1 災害時の任務と活動</p> <p>1 計画の方針</p> <p>警察は、関係機関との緊密な連携のもとに、風水害等各種災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。</p> <p>2 発生時における警察活動</p> <p>(1) 情報の収集・伝達</p> <p>(2) 救助救出活動等</p> <p>(3) 避難誘導</p> <p>(4) 死体検視</p> <p>(5) 二次災害の防止</p> <p>(6) 危険箇所等における避難誘導の措置</p> <p>(7) 地域安全活動等社会秩序の維持</p> <p>(8) 緊急交通路の確保</p> <p>(9) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>(10) 報道対策</p> <p>(11) 情報管理に関する措置</p> <p>(12) 関係機関との相互連携</p> <p>第2 災害警備体制の確立</p> <p>風水害等の災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて次の体制をとる。</p>	<p>第5 清掃班の編成</p> <p>1 清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。</p> <p>(1) ごみ処理班 班長1人、班員2～4人</p> <p>(2) し尿処理班 班長1人、班員2人</p> <p>(3) 産業廃棄物処理班 班長1人、班員5～10人</p> <p>2 清掃班を編成する場合は、各自治会の衛生部長を含めて編成する。</p> <p>第6 死亡獣畜（牛、馬、豚等の死骸）の処理方法</p> <p>1 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却等の適正な処理を行う。</p> <p>2 移動することができないものについては、オホーツク総合振興局農務課の指導を受けて臨機の措置を講ずる。</p> <p>3 埋却する場合には1m以上覆土する。</p> <div data-bbox="1976 726 2686 772" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料38 ごみ処理施設・し尿処理施設</div> <p>第13節 災害警備計画</p> <p>この計画は、町長が警察に対して応援の要請を行い、災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする。</p> <p>なお、美幌警察署が行う災害警備は、「美幌警察署災害警備計画」に基づくものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>1 災害警備体制の区分</p> <p>（1）準備体制 気象警報等により災害の発生が予想され、かつ事態発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。</p> <p>（2）警戒体制 暴風雨、暴風雪、大雨、洪水、火災等の警報が発令され、被害の発生が予想される場合は警戒体制をとる。また、網走川に水防警報が発令された場合にも警戒体制をとる。</p> <p>（3）非常体制 災害の危険が切迫して大きな被害の発生が予想される場合は非常体制をとる。</p> <p>（4）警戒体制の解除 美幌警察署長は、気象状況の変化又は洪水、浸水等による危険状態に応じ、あるいは発生した災害について応急の措置が完了した場合には、その事態に応じ逐次警戒体制の切替え又は解除する。</p> <p>第3 応急対策の実施</p> <p>1 災害情報の収集 体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。</p> <p>2 避難の指示等</p> <p>（1）災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、町地域防災計画に定める避難先を示す。</p> <p>（2）避難にあたっては、町、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街、集落等におけるパトロールを行い、防犯の予防及び取締り等にあたる。</p> <p>3 広報 風水害等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。</p> <p>4 救助に関する事項 津別消防署、津別消防団等と協力して被災者の救助救出活動を実施するとともに、死体見分等にあたる。</p> <p>第14節 交通応急対策計画 災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 交通応急対策の実施</p> <p>1 町（美幌・津別広域事務組合津別消防署）</p> <p>（1）町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第14節 交通応急対策計画 災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</p> <p>1 町（美幌・津別広域事務組合津別消防署）</p> <p>（1）町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止（削除）、又は制限するとともに迂回路等を的確に</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。</p> <p>また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。</p> <p>(2) 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>2 北海道公安委員会（美幌警察署）</p> <p>(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。</p> <p>(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>3 北海道開発局</p> <p>国道及びその路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。</p> <p>4 道（網走建設管理部事業課）</p> <p>(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。</p> <p>(2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。</p> <p>5 自衛隊</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等及び警察官がその場にはない時に次の措置をとることができる。</p> <p>(1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を</p>	<p>指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。</p> <p>また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>2 北海道公安委員会（美幌警察署）</p> <p>(1) 災害時において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。</p> <p>(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。</p> <p>この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>3 北海道開発局</p> <p>国道及びその路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止（削除）、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。</p> <p>4 道</p> <p>(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。</p> <p>(2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止（削除）、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。</p> <p>(3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。</p> <p>5 自衛隊</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等及び警察官がその場にはない時に次の措置をとることができる。</p> <p>(1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>施すること。</p> <p>(2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。</p> <p>(3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。</p> <p>第2 道路の交通規制</p> <p>1 道路交通網の把握</p> <p>災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。</p> <p>(1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間</p> <p>(2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点</p> <p>(3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無</p> <p>2 交通規制の実施</p> <p>道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）は、次の方法により交通規制を実施する。</p> <p>(1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。</p> <p>(2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>町は、道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）から、通行止め予告情報を受け取った場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、地域住民に周知する。</p> <p>第3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。</p> <p>1 通知</p> <p>北海道公安委員会（美幌警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。</p> <p>なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(1) 道知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道公安委員会（美幌警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。</p> <p>(2) 確認場所</p> <p>緊急通行車両の確認は、道（オホーツク総合振興局）又は美幌警察署及び交通検問所で行う。</p> <p>(3) 証明書及び標章の交付</p> <p>緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（様式11）、「標章」（資料29）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>(4) 緊急通行車両</p> <p>ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。</p> <p>(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p>	<p>すること。</p> <p>(2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。</p> <p>(3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。</p> <p>第2 道路の交通規制</p> <p>1 道路交通網の把握</p> <p>災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。</p> <p>(1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間</p> <p>(2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点</p> <p>(3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無</p> <p>2 交通規制の実施</p> <p>道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。</p> <p>(1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。</p> <p>(2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。</p> <p>3 関係機関との連携</p> <p>（削除）道路管理者及び北海道公安委員会（美幌警察署）により交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、地域住民に周知する。</p> <p>第3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止（削除）、又は制限する。</p> <p>1 通知</p> <p>北海道公安委員会（美幌警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。</p> <p>なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。</p> <p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(1) 知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道公安委員会（美幌警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。</p> <p>(2) 確認場所</p> <p>緊急通行車両の確認は、道（オホーツク総合振興局）又は美幌警察署及び交通検問所で行う。</p> <p>(3) 証明書及び標章の交付</p> <p>緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（様式11）、「標章」（資料29）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>(4) 緊急通行車両</p> <p>ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (ク) 緊急輸送の確保に関する事項 (ケ) その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。</p> <p>(5) 事前届出制度の普及等 町は、道及び地方行政機関と連携し、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図る。</p> <p>3 通行禁止又は制限から除外する車両 北海道公安委員会（美幌警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。</p> <p>(1) 確認手続 ア 北海道公安委員会（美幌警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。</p> <p>イ 確認場所 規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。</p> <p>ウ 証明書及び標章の交付 規制対象除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。</p> <p>(2) 規制対象除外車両等 ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両 イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両 ウ 他の都府県公安委員会又は他の都府県知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両 エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受けかつ当該目的のため使用中の車両</p>	<p>(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項 (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (ク) 緊急輸送の確保に関する事項 (ケ) その他災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>イ 指定行政機関等が保有 (削除)、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用を使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。</p> <p>(5) 事前届出制度の普及等 町は、道及び地方行政機関と連携し、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図るものとする。</p> <p>3 規制除外車両 北海道公安委員会（美幌警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、かつ、公安委員会の意思決定により、規制除外車両として通行を認める。</p> <p>(1) 確認手続 ア 北海道公安委員会（美幌警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行う。 なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。</p> <p>イ 確認場所 規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。</p> <p>ウ 証明書及び標章の交付 規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。 ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。</p> <p>(2) 規制除外車両等 ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両 イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両 ウ 他の都府県公安委員会又は他の都府県知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両 エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受けかつ当該目的のため使用中の車両</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(ア) 道路維持作業用自動車 (イ) 通学バス (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両 (エ) 電報の配達のため使用する車両 (オ) 廃棄物の収集に使用する車両 (カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両 (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両</p> <p>4 放置車両対策</p> <p>(1) 北海道公安委員会（美幌警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</p> <p>(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行う。</p> <div data-bbox="688 951 1397 1041" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料29 標章 様式11 緊急通行車両確認証明書</p> </div> <p>第4 緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p>緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路（株）北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。</p> <p>各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。</p> <p>北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。</p> <p>1 計画内容</p> <p>(1) 対象地域 道内全域</p> <p>(2) 対象道路</p> <p>既設道路及びおおむね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。</p> <p>2 緊急輸送道路の区分及び道路延長</p> <p>緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾空港総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路</p>	<p>(ア) 道路維持作業用自動車 (イ) 通学バス (ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両 (エ) 電報の配達のため使用する車両 (オ) 廃棄物の収集に使用する車両 (カ) 伝染病患者の受入れ又は予防のため使用する車両 (キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両</p> <p>4 放置車両対策</p> <p>(1) 北海道公安委員会（美幌警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>(2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <div data-bbox="1973 951 2683 1041" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>資料29 標章 様式11 緊急通行車両確認証明書</p> </div> <p>第4 緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p>緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社（削除）等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。</p> <p>各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。</p> <p>北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。</p> <p>1 計画内容</p> <p>(1) 対象地域 道内全域</p> <p>(2) 対象道路</p> <p>既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。</p> <p>2 緊急輸送道路の区分及び道路延長</p> <p>緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク</p> <p>道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考				
<p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、 災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路</p> <table border="1" data-bbox="688 457 1397 548"> <tr> <td>資料30 緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td>資料31 道路点検の優先順位</td> </tr> </table> <p>第15節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 町長は、災害応急対策に万全を期すための災害輸送を行う。 また、町長が必要と認める場合は、道知事（オホーツク総合振興局長）へ輸送の措置に関する応援を要請する。</p> <p>第2 輸送の方法 災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。</p> <p>1 車両等による輸送 災害時輸送は、一時的に町の所有する車両等（資料32）を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、町内の自家用及び営業用車両の保有者又は関係機関等の協力を得るほか、他の防災関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。町内で調達が不能の場合は、オホーツク総合振興局に要請する。 また、要配慮者の輸送に当たっては、民間の福祉車両の借上げを行う等、要配慮者の状態に配慮した輸送を行う。 燃料の調達・供給は、町内の業者に協力を要請しておき、給油場所を指定し供給する。</p> <p>2 空中輸送 陸上輸送のすべてが不可能な場合、又は山間へき地などに緊急輸送の必要がある場合には、オホーツク総合振興局を通じて消防防災ヘリコプターの運航を要請する。 陸上輸送による緊急輸送が難しい場合や緊急を要する場合は、道にヘリコプターの派遣を要請する。 ヘリコプターの発着場所及びHマークは、資料28のとおりとする。</p>	資料30 緊急輸送道路	資料31 道路点検の優先順位	<p>イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路</p> <p>ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク 第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路</p> <table border="1" data-bbox="1973 457 2683 548"> <tr> <td>資料30 緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td>資料31 道路点検の優先順位</td> </tr> </table> <p>第15節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。 なお、町、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>第1 実施責任 町長は、災害応急対策に万全を期すための災害輸送を行う。 また、町長が必要と認める場合は、知事（オホーツク総合振興局長）へ輸送の措置に関する応援を要請する。</p> <p>第2 輸送の方法 災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。</p> <p>1 車両等による輸送 災害時輸送は、一時的に町の所有する車両等（資料32）を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、町内の自家用及び営業用車両の保有者又は関係機関等の協力を得るほか、他の防災関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。町内で調達が不能の場合は、オホーツク総合振興局に要請する。 また、要配慮者の輸送に当たっては、民間の福祉車両の借上げを行う等、要配慮者の状態に配慮した輸送を行う。 燃料の調達・供給は、町内の業者に協力を要請しておき、給油場所を指定し供給する。</p> <p>2 空中輸送 陸上輸送のすべてが不可能な場合、又は山間へき地などに緊急輸送の必要がある場合には、オホーツク総合振興局を通じて消防防災ヘリコプターの運航を要請する。 陸上輸送による緊急輸送が難しい場合や緊急を要する場合は、道にヘリコプターの派遣を要請する。 ヘリコプターの発着場所及びHマークは、資料28のとおりとする。</p>	資料30 緊急輸送道路	資料31 道路点検の優先順位	
資料30 緊急輸送道路						
資料31 道路点検の優先順位						
資料30 緊急輸送道路						
資料31 道路点検の優先順位						

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>3 急患者等の緊急輸送 現地で患者の措置をすることが困難な場合で、車両等による陸上輸送が困難なときは、町長は関係機関に対し雪上車又はヘリコプター等の出動を要請する。</p> <div data-bbox="688 367 1397 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料28 ヘリコプター離着陸可能地 資料32 町有車両 </div> <p>第3 輸送の範囲 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による輸送の範囲は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難のための輸送 2 医療のための輸送 3 被災者の救出のための輸送 4 飲料水の供給のための輸送 5 遺体の捜索のための輸送 6 遺体の処理のための輸送 7 救済用物資の整理配分のための輸送 <p>第4 輸送費用の支払 災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。</p> <p>1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送 国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、国の機関が負担する。</p> <p>2 要請により運送事業者が行う災害時輸送 輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した町長が支払う。 なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。</p> <p>第16節 食料供給計画 災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。</p> <p>第2 食料の供給 町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保についてオホーツク総合振興局長を通じて道知事に要請する。</p>	<p>3 急患者等の緊急輸送 現地で患者の措置をすることが困難な場合で、車両等による陸上輸送が困難なときは、町長は関係機関に対し雪上車又はヘリコプター等の出動を要請する。</p> <div data-bbox="1973 367 2683 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 資料28 ヘリコプター離着陸可能地 資料32 町有車両 </div> <p>第3 輸送の範囲 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による輸送の範囲は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難のための輸送 2 医療のための輸送 3 被災者の救出のための輸送 4 飲料水の供給のための輸送 5 遺体の捜索のための輸送 6 遺体の処理のための輸送 7 救済用物資の整理配分のための輸送 <p>第4 輸送費用の支払 災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。</p> <p>1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送 国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、国の機関が負担する。</p> <p>2 要請により運送事業者が行う災害時輸送 輸送計画に基づき、町長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した町長が支払う。 なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。</p> <p>第16節 食料供給計画 災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。</p> <p>第2 食料の供給 町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保についてオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。 なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、オホーツク総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第3 実施体制</p> <p>1 供給対象者の把握</p> <p>(1) 避難所については、それぞれの避難所の責任者からの報告により把握する。</p> <p>(2) 住宅の被害、電気・ガスの供給停止等により炊事のできない在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力により把握する。</p> <p>(3) 災害応急対策活動従事者については、各部の協力により把握する。</p> <p>2 食料の確保</p> <p>(1) 町内の小売業者又は卸売業者からの購入により、食料（主食、副食、調味料）を確保する（資料20）。</p> <p>(2) 町だけで調達不可能な場合は、オホーツク総合振興局を通じて道に要請する。</p> <p>(3) 災害救助法が適用され、応急食料が必要と認められた場合、町長はオホーツク総合振興局を通じて道に応急用米穀の供給を要請する。</p> <p>3 供給体制</p> <p>(1) 災害応急対策の進展の状況により、当初は調理を必要としない食料品を供給し、その後は栄養のバランス、食べやすさ、活力の維持などに考慮する。</p> <p>(2) 要配慮者を含む避難行動要支援者に配慮した食物の供給を行う。</p> <p>(3) 情報が住民に行き渡るよう広報に努める。</p> <p>4 炊き出し</p> <p>(1) 津別町教育委員会学校給食センターの給食施設で炊き出しを行う。</p> <p>(2) 炊き出し及び配給は町長（文教対策部）が行うが、要員が不足する場合は津別町赤十字奉仕団、地域の自主防災組織、ボランティア等の協力を要請する。</p> <p>(3) 町において炊き出しが困難な場合又は必要数量を満たせない場合は、業者から購入し、供給する。</p> <p>5 食料品の集積場所</p> <p>避難施設、交通アクセス及び連絡に便利な公共施設等を災害時の食料品の集積場所とする。</p> <div data-bbox="685 1354 1397 1402" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料20 米穀小売販売業者</div> <p>第17節 給水計画</p> <p>災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、この計画の定めるところによるほか、町水道事業所有の「危機管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。</p> <p>1 個人備蓄の推進</p> <p>町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。</p>	<p>第3 実施体制</p> <p>1 供給対象者の把握</p> <p>(1) 避難所については、それぞれの避難所の責任者からの報告により把握する。</p> <p>(2) 住宅の被害、電気・ガスの供給停止等により炊事のできない在宅者については、関係機関及び自主防災組織等の協力により把握する。</p> <p>(3) 災害応急対策活動従事者については、各部の協力により把握する。</p> <p>2 食料の確保</p> <p>(1) 町内の小売業者又は卸売業者からの購入により、食料（主食、副食、調味料）を確保する（資料20）。</p> <p>(2) 町だけで調達不可能な場合は、オホーツク総合振興局を通じて道に要請する。</p> <p>(3) 災害救助法が適用され、応急食料が必要と認められた場合、町長はオホーツク総合振興局を通じて道に応急用米穀の供給を要請する。</p> <p>3 供給体制</p> <p>(1) 災害応急対策の進展の状況により、当初は調理を必要としない食料品を供給し、その後は栄養のバランス、食べやすさ、活力の維持などに考慮する。</p> <p>(2) 要配慮者を含む避難行動要支援者に配慮した食物の供給を行う。</p> <p>(3) 情報が住民に行き渡るよう広報に努める。</p> <p>4 炊き出し</p> <p>(1) （削除） 学校給食センターの給食施設において炊き出しを行う。</p> <p>(2) 炊き出し及び配給は町長（文教対策部）が行うが、要員が不足する場合は津別町赤十字奉仕団、地域の自主防災組織、ボランティア等の協力を要請する。</p> <p>(3) 町において炊き出しが困難な場合又は必要数量を満たせない場合は、業者から購入し、供給する。</p> <p>5 食料品の集積場所</p> <p>避難施設、交通アクセス及び連絡に便利な公共施設等を災害時の食料品の集積場所とする。</p> <div data-bbox="1973 1354 2686 1402" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料20 米穀小売販売業者</div> <p>第17節 給水計画</p> <p>災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、この計画の定めるところによるほか、町水道事業所有の「危機管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。</p> <p>1 個人備蓄の推進</p> <p>町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>2 応急給水計画と応急復旧計画の策定 町は水道の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画をたてる。この場合の応急給水の目標値は、被災住民に対して1人1日30以上とする。</p> <p>3 生活用水の確保 （1）被災地において水源を確保することが困難なときは、近隣地域の災害をまぬがれた適当な補給水源から給水車により取水し、被災地域内へ輸送のうえ、給水する。 （2）家庭用井戸等により給水する場合は、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときに給水する。 （3）町だけで水の確保が不可能な場合は、日本水道協会「災害時相互応援協定」に基づき道、その他の関係機関の応援を要請する。</p> <p>4 給水資機材の確保 町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達し、給水に当たる。</p> <p>第2 給水の実施</p> <p>1 給水体制 （1）被災地又は必要と認められる地域に給水所を設置する。 （2）給水タンクを確保し、運搬給水する。 （3）給水期間は原則として7日以内とする。</p> <p>2 給水方法 （1）町内全域にわたる災害の場合は、医療施設、救護所、避難所、消火栓等、緊急を要するものから優先させる。 （2）幼児や高齢者に特に配慮して給水を行う。 （3）災害の規模により1戸あたりの給水量を制限し、多くの住民に平等に行き渡るように努める。 （4）応急給水を行うときは、給水時間、給水場所、給水方法等を事前に住民に周知する。</p> <p>3 給水資機材 本町の給水資機材の保有状況は、資料21のとおりである。</p> <p>4 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。</p> <p style="text-align: center;">資料21 給水資機材</p>	<p>2 応急給水計画と応急復旧計画の策定 町は水道の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画をたてる。この場合の応急給水の目標値は、被災住民に対して1人1日30以上とする。</p> <p>3 生活用水の確保 （1）被災地において水源を確保することが困難なときは、近隣地域の災害をまぬがれた適当な補給水源から給水車により取水し、被災地域内へ輸送のうえ、給水する。 （2）家庭用井戸等により給水する場合は、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときに給水する。 （3）町だけで水の確保が不可能な場合は、日本水道協会「災害時相互応援協定」に基づき道、その他の関係機関の応援を要請する。 （4）災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。</p> <p>4 給水資機材の確保 町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達し、給水に当たる。</p> <p>第2 給水の実施</p> <p>1 給水体制 （1）被災地又は必要と認められる地域に給水所を設置する。 （2）給水タンクを確保し、運搬給水する。 （3）給水期間は原則として7日以内とする。</p> <p>2 給水方法 （1）町内全域にわたる災害の場合は、医療施設、救護所、避難所、消火栓等、緊急を要するものから優先させる。 （2）幼児や高齢者に特に配慮して給水を行う。 （3）災害の規模により1戸あたりの給水量を制限し、多くの住民に平等に行き渡るように努める。 （4）応急給水を行うときは、給水時間、給水場所、給水方法等を事前に住民に周知する。</p> <p>3 給水資機材 本町の給水資機材の保有状況は、資料21のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">資料21 給水資機材</p> <p>4 応援の要請 町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第18節 衣料、生活必需物資供給計画</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。</p> <p>なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。</p> <p>1 物資の調達、輸送</p> <p>(1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。</p> <p>(2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。</p> <p>(3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。</p> <p>1 実施体制</p> <p>(1) 供給対象者の把握</p> <p>ア 災害により住家に被害を受けた者（被害程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水とする。）</p> <p>イ 災害により被服、寝具その他の生活上必要な最小限度の家財を喪失した者</p> <p>ウ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者</p> <p>(2) 生活必需品の範囲</p> <p>寝具（毛布、布団等）、衣類（肌着、くつ下等）、炊事道具（なべ、包丁、ガス器具等）、食器、保育及び介護用品（ほ乳瓶、紙おむつ等）、日用品（石鹸、歯ブラシ、トイレットペーパー、ちり紙等）、光熱材料（マッチ、ロウソク、懐中電灯、薪炭等）</p> <p>(3) 物資の確保</p> <p>ア 町内の小売店及び卸売店から購入して必要物資を確保する。</p> <p>イ 町による調達が難しい場合は、道及び近隣市町村からの応援を要請する。</p> <p>(4) 集積場所</p> <p>避難施設、交通アクセス及び連絡に便利な公共施設等を災害時の生活必需品の集積場所とする。</p> <p>(5) 配付</p> <p>町は、集積された物資を避難所に配送する。また、配送に際して、必要な人員及び車両等を確保する。</p> <p>(6) 給付記録の整備</p> <p>被災者に対し給付を行った場合は、台帳等にその内容を明確に記録する。</p> <p>(7) 災害救助法が適用された場合</p> <p>災害対策本部は、配付計画を作成し、これに基づいて被災者に配付する。不足分は道に要請する。</p> <p>第3 生活必需物資の確保</p> <p>町長は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。</p>	<p>第18節 衣料、生活必需物資供給計画</p> <p>災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。</p> <p>なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。</p> <p>1 物資の調達、輸送</p> <p>(1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。</p> <p>(2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。</p> <p>(3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>町長は、災害により日常生活に必要な医療、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。</p> <p>1 実施体制</p> <p>(1) 供給対象者の把握</p> <p>ア 災害により住家に被害を受けた者（被害程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水とする。）</p> <p>イ 災害により被服、寝具その他の生活上必要な最小限度の家財を喪失した者</p> <p>ウ 災害により被服、寝具その他の生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者</p> <p>(2) 生活必需品の範囲</p> <p>寝具（毛布、布団等）、衣類（肌着、くつ下等）、炊事道具（なべ、包丁、ガス器具等）、食器、保育及び介護用品（ほ乳瓶、紙おむつ等）、日用品（石鹸、歯ブラシ、トイレットペーパー、ちり紙等）、光熱材料（マッチ、ロウソク、懐中電灯、薪炭等）</p> <p>(3) 物資の確保</p> <p>ア 町内の小売店及び卸売店から購入して必要物資を確保する。</p> <p>イ 町内において調達が難しい場合は、道及び近隣市町村からの応援を要請する。</p> <p>(4) 集積場所</p> <p>避難施設、交通アクセス及び連絡に便利な公共施設等を災害時の生活必需品の集積場所とする。</p> <p>(5) 配付</p> <p>町は、集積された物資を避難所に配送する。また、配送に際して、必要な人員及び車両等を確保する。</p> <p>(6) 給付記録の整備</p> <p>被災者に対し給付を行った場合は、台帳等にその内容を明確に記録する。</p> <p>(7) 災害救助法が適用された場合</p> <p>災害対策本部は、配付計画を作成し、これに基づいて被災者に配付する。不足分は道に要請する。</p> <p>第3 生活必需物資の確保</p> <p>町長は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<div data-bbox="688 233 1397 279" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料25 衣料品店</div> <p>第19節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。 また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。 2 町内業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。 3 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。 <p>第2 石油類燃料の確保 町長は、石油類燃料の確保を図るものとし、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。</p> <p>第20節 電力施設災害応急計画 災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 町の措置 災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。</p> <p>1 要員 町は、災害発生等において、北海道電力株式会社（北見支店）から自衛隊の派遣の要請があった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認めるときに、道知事（オホーツク総合振興局長）に対して要請を依頼する。</p> <p>2 資材等 町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。</p> <p>3 広報活動 町は、北海道電力株式会社（北見支店）と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報車及び町ホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。</p> <p>第2 北海道電力株式会社（北見支店）の措置 北海道電力株式会社（北見支店）は、基本法に基づいて北海道電力株式会社作成した「防災業務計</p>	<div data-bbox="1976 233 2686 279" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料25 衣料品店</div> <p>第19節 石油類燃料供給計画 災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任 町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。 また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。 2 町内業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。 3 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。 <p>第2 石油類燃料の確保 町長は、石油類燃料の確保を図るものとし、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。</p> <p>第20節 電力施設災害応急計画 災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 町の措置 災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。</p> <p>（削除） （削除）</p> <p>1 資材等 町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。</p> <p>2 広報活動 町は、北海道電力ネットワーク株式会社（北見支店）と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報車及び町ホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。</p> <p>第2 北海道電力ネットワーク株式会社（北見支店）の措置 北海道電力ネットワーク株式会社（北見支店）は、基本法に基づいて北海道電力株式会社及び北海道</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>画」等に基づき、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。</p> <p>第21節 ガス施設災害応急計画 災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 非常災害の事前対策 1 町は、台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連絡をとる。 2 町は、災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間毎に関係機関と確認しておく。</p> <p>第2 災害発生時の対策 町は、災害発生時において、北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している「災害等の発生時における津別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」のほか、美幌警察署、美幌・津別広域事務組合との連携を密にし、二次災害の防止に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料58 各種協定等</div> <p>第3 町の措置 災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対し、必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。</p> <p>第22節 上下水道施設対策計画 災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 上水道等 本町では、簡易水道により給水が行われており、災害が発生した場合は、被災した施設の迅速な応急復旧を図る。</p> <p>1 応急復旧 大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。 (2) 町内及び近隣市町の水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。 (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。 (4) 原則として、被害の少ない水道から順次応急修理を行うが、水源から浄水場及び配水池に至る導・送水管の復旧を優先し、次いで配水管、給水管の順とする。 (5) 復旧に際しては、ジョイント部など耐震性の高い工法を採用する。 	<p>電力ネットワーク株式会社が作成した「防災業務計画」等に基づき、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電力施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。</p> <p>第21節 ガス施設災害応急計画 災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 非常災害の事前対策 1 町は、台風の接近、大雨、洪水予報その他の情報については、新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、町の区域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と連絡をとる。 2 町は、災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間毎に関係機関と確認しておく。</p> <p>第2 災害発生時の対策 町は、災害発生時において、北海道エルピーガス災害対策協議会と締結している「災害等の発生時における津別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」のほか、美幌警察署、美幌・津別広域事務組合との連携を密にし、二次災害の防止に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料58 各種協定等</div> <p>第3 町の措置 災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想されるため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対し、必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。</p> <p>第22節 上下水道施設対策計画 災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 上水道等 本町では、簡易水道により給水が行われており、災害が発生した場合は、被災した施設の迅速な応急復旧を図る。</p> <p>1 応急復旧 大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。 (2) 町内及び近隣市町村の水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。 (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。 (4) 原則として、被害の少ない水道から順次応急修理を行うが、水源から浄水場及び配水池に至る導・送水管の復旧を優先し、次いで配水管、給水管の順とする。 (5) 復旧に際しては、ジョイント部など耐震性の高い工法を採用する。 	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(6) 住民への広報活動を行う。</p> <p>2 広報</p> <p>町及び水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。</p> <p>第2 下水道等</p> <p>本町には、特定環境保全公共下水道及び個別排水処理施設があり、被災した施設の応急復旧対策を迅速に行い、内水による浸水の防止、生活の維持に努める。</p> <p>1 応急復旧</p> <p>市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道等管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。</p> <p>(2) 原則として、最下流部の下水道から順次応急修理を行うが、医療施設、避難場所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。</p> <p>(3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。</p> <p>(3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。</p> <p>(4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。</p> <p>(5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。</p> <p>(6) 上水道等の施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。</p> <p>(7) 住民への広報活動を行う。</p> <p>2 広報</p> <p>町及び下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。</p> <p>第23節 応急土木対策計画</p> <p>災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 災害の原因及び被害種別</p> <p>1 災害の原因</p> <p>暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水 山崩れ 地すべり 土石流 崖崩れ 火山噴火</p>	<p>(6) 住民への広報活動を行う。</p> <p>2 広報</p> <p>町及び水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。</p> <p>第2 下水道等</p> <p>本町には、特定環境保全公共下水道及び個別排水処理施設があり、被災した施設の応急復旧対策を迅速に行い、内水による浸水の防止、生活の維持に努める。</p> <p>1 応急復旧</p> <p>市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道等管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。</p> <p>(2) 原則として、最下流部の下水道から順次応急修理を行うが、医療施設、避難場所、福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。</p> <p>(3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。</p> <p>(4) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。</p> <p>(5) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。</p> <p>(6) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。</p> <p>(7) 上水道等の施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。</p> <p>(8) 住民への広報活動を行う。</p> <p>2 広報</p> <p>町及び下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込みなどについて工法を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。</p> <p>第23節 応急土木対策計画</p> <p>災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、この計画に定めるところによる。</p> <p>第1 災害の原因及び被害種別</p> <p>1 災害の原因</p> <p>暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水 山崩れ 地すべり 土石流 崖崩れ 火山噴火</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>落雷</p> <p>2 被害種別</p> <p>道路路体の地形地盤の変動及び崩壊</p> <p>盛土及び切土法面の崩壊</p> <p>道路上の崩土堆積</p> <p>橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害</p> <p>河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害</p> <p>河川、砂防えん堤の埋塞</p> <p>砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害</p> <p>下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害</p> <p>第2 応急土木復旧対策</p> <p>1 実施責任</p> <p>災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者により実施する。</p> <p>2 応急対策及び応急復旧対策</p> <p>災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）応急措置の準備</p> <p>ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。</p> <p>イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。</p> <p>（2）応急措置の実施</p> <p>所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、町、関係機関、自衛隊等の協力を求める。</p> <p>（3）応急復旧</p> <p>災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。</p> <p>3 関係機関等の協力</p> <p>関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。</p> <p>また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。</p> <p>第24節 被災宅地安全対策計画</p> <p>町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規</p>	<p>落雷</p> <p>2 被害種別</p> <p>道路路体の地形地盤の変動及び崩壊</p> <p>盛土及び切土法面の崩壊</p> <p>道路上の崩土堆積</p> <p>橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害</p> <p>河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害</p> <p>河川、砂防えん堤の埋塞</p> <p>砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害</p> <p>下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害</p> <p>第2 応急土木復旧対策</p> <p>1 実施責任</p> <p>災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者により実施する。</p> <p>2 応急対策及び応急復旧対策</p> <p>災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）応急措置の準備</p> <p>ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。</p> <p>イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。</p> <p>（2）応急措置の実施</p> <p>所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。</p> <p>（3）応急復旧</p> <p>災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。</p> <p>3 関係機関等の協力</p> <p>関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。</p> <p>また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。</p> <p>第24節 被災宅地安全対策計画</p> <p>町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																
<p>模かつ広範囲に被災した場合に、「被災宅地危険度判定実施要綱」（資料56）に基づく被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、地域住民の安全確保に努める。</p> <div data-bbox="688 415 1397 457" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料56 被災宅地危険度判定実施要綱</div> <p>第1 危険度判定の実施の決定 町長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。</p> <p>第2 危険度判定士の支援 道知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。</p> <p>第3 判定士の業務 判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。 <table border="1" data-bbox="201 953 1356 1138"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険宅地</td> <td>赤のステッカーを表示する。</td> </tr> <tr> <td>要注意宅地</td> <td>黄のステッカーを表示する。</td> </tr> <tr> <td>調査済宅地</td> <td>青のステッカーを表示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 危険度判定実施本部の業務 「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 宅地に係る被害情報の収集 判定実施計画の作成 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告 <p>第5 事前準備 町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。 	区分	表示方法	危険宅地	赤のステッカーを表示する。	要注意宅地	黄のステッカーを表示する。	調査済宅地	青のステッカーを表示する。	<p>かつ広範囲に被災した場合に、「被災宅地危険度判定実施要綱」（資料56）に基づく被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し（削除）地域住民の安全を図る。</p> <div data-bbox="1976 369 2686 411" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料56 被災宅地危険度判定実施要綱</div> <p>第1 危険度判定の実施の決定 町長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。</p> <p>第2 危険度判定士の支援 知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。</p> <p>第3 判定士の業務 判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。 <table border="1" data-bbox="1472 953 2626 1138"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表示方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険宅地</td> <td>赤のステッカーを表示する。</td> </tr> <tr> <td>要注意宅地</td> <td>黄のステッカーを表示する。</td> </tr> <tr> <td>調査済宅地</td> <td>青のステッカーを表示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 危険度判定実施本部の業務 「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 宅地に係る被害情報の収集 判定実施計画の作成 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告 <p>第5 事前準備 町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。 	区分	表示方法	危険宅地	赤のステッカーを表示する。	要注意宅地	黄のステッカーを表示する。	調査済宅地	青のステッカーを表示する。	
区分	表示方法																	
危険宅地	赤のステッカーを表示する。																	
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。																	
調査済宅地	青のステッカーを表示する。																	
区分	表示方法																	
危険宅地	赤のステッカーを表示する。																	
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。																	
調査済宅地	青のステッカーを表示する。																	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(被災宅地危険度判定業務実施マニュアルを参考に作成)</p>	<p>(被災宅地危険度判定業務実施マニュアルを参考に作成)</p>	
<p>第25節 住宅対策計画</p> <p>災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。</p> <p>なお、救助法が適用された場合、避難場所の設置及び住宅の応急修理を実施する。</p> <p>また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に道知事からの委任を受けて実施することができる。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>1 避難所</p> <p>町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。</p> <p>2 公営住宅等の斡旋</p> <p>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。</p>	<p>第25節 住宅対策計画</p> <p>災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。</p> <p>なお、救助法が適用された場合、避難場所の設置及び住宅の応急修理を実施する。</p> <p>また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>1 避難所</p> <p>町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。</p> <p>2 公営住宅等のあっせん</p> <p>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>3 応急仮設住宅</p> <p>（1）入居対象者 原則として、条件に該当していなければならない。</p> <p>ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。 イ 居住する住家がない者であること。 ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。 （ア）生活保護法の被保護者及び要保護者 （イ）特定の資産のない失業者、寡婦（夫）、母（父）子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</p> <p>（2）入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。</p> <p>（3）応急仮設住宅の建設 原則として応急仮設住宅の設置は、道知事が行う。</p> <p>（4）応急仮設住宅の建設用地 達美町有地を応急仮設住宅の設置予定場所とする。</p> <p>（5）建設戸数（借上げを含む。） 建設戸数は、町長の要請に基づき道が決定した戸数を原則とする。</p> <p>（6）規模、構造、存続期間及び費用 ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。 イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>（7）維持管理 道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。</p> <p>（8）運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</p> <p>4 平常時の規制の適用除外措置 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたとき</p>	<p>3 応急仮設住宅</p> <p>（1）入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</p> <p>ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。 イ 居住する住家がない者であること。 ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。 （ア）生活保護法の被保護者及び要保護者 （イ）特定の資産のない失業者、寡婦（夫）、母（父）子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</p> <p>（2）入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。</p> <p>（3）建設型応急住宅の建設 原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。</p> <p>（4）建設型応急住宅の建設用地 町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。</p> <p>（5）建設戸数（借上げを含む。） 建設戸数は、町長の要請に基づき道が決定した戸数を原則とする。</p> <p>（6）規模、構造、存続期間及び費用 ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</p> <p>ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て（削除）により実施する。 イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。 ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>（7）維持管理 知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。</p> <p>（8）運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>4 平常時の規制の適用除外措置 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたとき</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>きは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。</p> <p>5 住宅の応急修理</p> <p>（1）応急修理を受ける者</p> <p>ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。</p> <p>イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。</p> <p>（2）応急修理実施の方法</p> <p>応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。</p> <p>（3）応急修理の戸数</p> <p>限度戸数は、原則として町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。</p> <p>（4）修理の範囲と費用</p> <p>ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p> <p>イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>6 災害公営住宅の整備</p> <p>（1）災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から、補助を受けて整備し、入居させる。</p> <p>ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合</p> <p>（ア）被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき</p> <p>（イ）町内の滅失戸数が200戸以上のとき</p> <p>（ウ）滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき</p> <p>イ 火災による場合</p> <p>（ア）被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき</p> <p>（イ）滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき</p> <p>（2）整備及び管理者</p> <p>災害公営住宅は、町が整備し、管理する。</p> <p>（3）整備管理等の基準</p> <p>災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。</p> <p>ア 入居者資格</p> <p>（ア）当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。</p> <p>（イ）月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。</p> <p>（ウ）現に同居し又は同居しようとする親族があること。</p> <p>（エ）現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>イ 構造</p> <p>再度の被災を防止する構造とする。</p>	<p>は、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。</p> <p>5 住宅の応急修理</p> <p>（1）対象者</p> <p>ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者</p> <p>（2）応急修理実施の方法</p> <p>応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。</p> <p>（3）応急修理の戸数</p> <p>限度戸数は、原則として町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。</p> <p>（4）修理の範囲と費用</p> <p>ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p> <p>イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。</p> <p>6 災害公営住宅の整備</p> <p>（1）災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から（削除）補助を受けて整備し、入居させるものとする。</p> <p>ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合</p> <p>（ア）被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき</p> <p>（イ）町内の滅失戸数が200戸以上のとき</p> <p>（ウ）滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき</p> <p>イ 火災による場合</p> <p>（ア）被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき</p> <p>（イ）滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき</p> <p>（2）整備及び管理者</p> <p>災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。</p> <p>（3）整備管理等の基準</p> <p>災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。</p> <p>ア 入居者資格</p> <p>（ア）当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。</p> <p>（イ）収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。</p> <p>（ウ）現に同居し又は同居しようとする親族があること。</p> <p>（エ）現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>イ 構造</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>ウ 整備年度 原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度</p> <p>エ 国庫補助 （ア）建設、買取りを行う場合は当該公営住宅建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。 （イ）借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。</p> <p>第3 資材等の斡旋、調達</p> <p>1 町長（建設対策部）は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。</p> <p>2 町長が建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。</p> <p>第4 住宅の応急復旧活動</p> <p>町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。</p> <p>第26節 障害物除去計画</p> <p>水害、山崩れ等の災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）及び河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。 なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行う。</p> <p>第2 障害物除去の対象</p> <p>災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うが、その概要は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合 <p>第3 障害物の情報収集</p> <p>障害物除去を必要とする道路については、緊急輸送道路を中心にあらかじめ定めた優先順位（1次点検道路、2次点検道路）に基づき、効率的に障害物除去が行えるように関係機関等との連携を図りながら、町（建設対策部）が情報収集を行う。</p>	<p>再度の被災を防止する構造とする。</p> <p>ウ 整備年度 原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度</p> <p>エ 国庫補助 （ア）建設、買取りを行う場合は当該公営住宅建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。 （イ）借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。</p> <p>第3 資材等のあっせん、調達</p> <p>（削除）町長（建設対策部）は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。 （削除）</p> <p>第4 住宅の応急復旧活動</p> <p>町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>第26節 障害物除去計画</p> <p>水害、山崩れ等の災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）及び河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。 なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。</p> <p>第2 障害物除去の対象</p> <p>災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合 <p>第3 障害物の情報収集</p> <p>障害物除去を必要とする道路については、緊急輸送道路を中心にあらかじめ定めた優先順位（1次点検道路、2次点検道路）に基づき、効率的に障害物除去が行えるように関係機関等との連携を図りながら、町（建設対策部）が情報収集を行う。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p style="text-align: center;">資料31 道路点検の優先順位</p> <p>第4 障害物処理計画の策定 災害による被害が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模である場合には、町は国、道及び関係機関と協議し障害物処理計画を策定する。</p> <p>第5 障害物処理の実施</p> <p>1 道路等の障害物の除去は、各施設管理者が行う。 ただし、被害が広範囲であり、対応が困難な場合には各施設管理者と協議し、町が障害物の処理を実施する。</p> <p>2 道路等の障害物の除去は、国道240号など、道・町指定の緊急輸送道路を優先して実施する。</p> <p>3 住居等については、その所有者・管理者が行う。ただし、二次災害のおそれや応急対策を実施する上で緊急に処理する必要のある場合、及び災害救助法が適用された場合で以下の項目に該当するものに限り町長が行う。</p> <p>(1) 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）に土砂、流木等の障害物が運び込まれた場合</p> <p>(2) 土砂、立木等の障害物が住居等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている場合</p> <p>(3) 自己の資力では除去できない場合</p> <p>第6 障害物の除去の方法</p> <p>1 火災、水害等による障害物の除去は、消防団を中心として建設業者、住民が実施する。</p> <p>2 必要に応じて自衛隊の派遣、隣接市町村の応援を要請する。</p> <p>3 障害物除去に必要な資機材は、資料34のとおりであり、不足する場合は津別町建設業協会の協力を得て調達する。</p> <p style="text-align: center;">資料34 障害物除去のための町有車両</p> <p>第7 除去した障害物の集積場所 除去した障害物は、一般廃棄物最終処分場（共和）を使用するほか、町内の山間及び交通に支障のない国・道・町有地とするが、適当な場所がない場合は民有地等を一時使用する。なお、民有地の場合は所有者に速やかに連絡し承諾を受ける。</p> <p>第8 放置車両の除去 放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。</p> <p>第27節 文教対策計画 学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 学校管理者等</p> <p>(1) 防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分</p>	<p style="text-align: center;">資料31 道路点検の優先順位</p> <p>第4 障害物処理計画の策定 災害による被害が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模である場合には、町は国、道及び関係機関と協議し障害物処理計画を策定する。</p> <p>第5 障害物処理の実施</p> <p>1 道路等の障害物の除去は、各施設管理者が行う。 ただし、被害が広範囲であり、対応が困難な場合には各施設管理者と協議し、町が障害物の処理を実施する。</p> <p>2 道路等の障害物の除去は、国道240号など、道・町指定の緊急輸送道路を優先して実施する。</p> <p>3 住居等については、その所有者・管理者が行う。ただし、二次災害のおそれや応急対策を実施する上で緊急に処理する必要のある場合、及び災害救助法が適用された場合で以下の項目に該当するものに限り町長が行う。</p> <p>(1) 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）に土砂、流木等の障害物が運び込まれた場合</p> <p>(2) 土砂、立木等の障害物が住居等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている場合</p> <p>(3) 自己の資力では除去できない場合</p> <p>第6 障害物の除去の方法</p> <p>1 火災、水害等による障害物の除去は、消防団を中心として建設業者、住民が実施する。</p> <p>2 必要に応じて自衛隊の派遣、隣接市町の応援を要請する。</p> <p>3 障害物除去に必要な資機材は、資料34のとおりであり、不足する場合は津別町建設業協会の協力を得て調達する。</p> <p style="text-align: center;">資料34 障害物除去のための町有車両</p> <p>第7 除去した障害物の集積場所 除去した障害物は、一般廃棄物最終処分場（共和）を使用するほか、町内の山間及び交通に支障のない国・道・町有地とするが、適当な場所がない場合は民有地等を一時使用する。なお、民有地の場合は所有者に速やかに連絡し承諾を受ける。</p> <p>第8 放置車両の除去 放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。</p> <p>第27節 文教対策計画 学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 学校管理者等</p> <p>(1) 防災上必要な体制の整備 災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努める</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。</p> <p>（2）児童生徒等の安全確保</p> <p>ア 在校（園）中の安全確保</p> <p>在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。</p> <p>イ 登下校時の安全確保</p> <p>登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。</p> <p>（3）施設の整備</p> <p>文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。</p> <p>2 町</p> <p>救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が道知事の委任により実施する。</p> <p>第2 応急対策実施計画</p> <p>1 施設の確保と復旧対策</p> <p>（1）応急復旧</p> <p>被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。</p> <p>（2）校舎の一部が使用不能となった場合</p> <p>施設の一時転用などにより授業の確保に努める。</p> <p>（3）校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合</p> <p>公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。</p> <p>（4）仮校舎等の建築</p> <p>上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。</p> <p>2 教育の要領</p> <p>（1）災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。</p> <p>（2）特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。</p> <p>イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、安全確保に留意する。</p> <p>ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）</p> <p>エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受け入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。</p> <p>オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な</p>	<p>とともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。</p> <p>（2）児童生徒等の安全確保</p> <p>ア 在校（園）中の安全確保</p> <p>在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。</p> <p>イ 登下校時の安全確保</p> <p>登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。</p> <p>（3）施設の整備</p> <p>文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。</p> <p>2 町</p> <p>救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。</p> <p>第2 応急対策実施計画</p> <p>1 施設の確保と復旧対策</p> <p>（1）応急復旧</p> <p>被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。</p> <p>（2）校舎の一部が使用不能となった場合</p> <p>施設の一時転用などにより授業の確保に努める。</p> <p>（3）校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合</p> <p>公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。</p> <p>（4）仮校舎等の建築</p> <p>上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。</p> <p>2 教育の要領</p> <p>（1）災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。</p> <p>（2）特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。</p> <p>イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。</p> <p>ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）</p> <p>エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受け入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。</p> <p>オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>障害に十分配慮する。</p> <p>(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。</p> <p>3 教職員の確保</p> <p>町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。</p> <p>4 授業料等の減免、修学制度の活用援助</p> <p>高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免</p> <p>(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知</p> <p>5 学校給食等の措置</p> <p>(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。</p> <p>(2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、応急調達に努める。</p> <p>(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。</p> <p>6 衛生管理対策</p> <p>学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして衛生管理をする。</p> <p>(1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。</p> <p>(2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。</p> <p>(3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。</p> <p>第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画</p> <p>災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町及び美幌警察署が実施する。</p> <p>なお、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部（津別町分区）が行う。</p>	<p>障害に十分配慮する。</p> <p>(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。</p> <p>3 教職員の確保</p> <p>町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。</p> <p>4 授業料等の減免、修学制度の活用援助</p> <p>高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免</p> <p>(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知</p> <p>5 学校給食等の措置</p> <p>(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦及び牛乳について、関係機関と連絡の上、応急調達に努めるものとする。</p> <p>(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。</p> <p>6 衛生管理対策</p> <p>学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして衛生管理をするものとする。</p> <p>(1) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。</p> <p>(2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。</p> <p>(3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。</p> <p>第3 文化財保全対策</p> <p>文化財保護法、北海道文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。</p> <p>第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画</p> <p>災害により、行方不明になったものの捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬については、町及び美幌警察署が実施する。</p> <p>なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部（津別町分区）が行う。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第2 実施の方法</p> <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>（1）捜索の対象 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。</p> <p>（2）捜索の実施 町長が、美幌・津別広域事務組合津別消防署、美幌警察署に協力を要請し、捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。</p> <p>（3）捜索要請 町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。</p> <p>ア 行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所 イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等</p> <p>2 変死体の届出 変死体については、直ちに美幌警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>（1）対象者 災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。</p> <p>（2）処理の範囲 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ 遺体の一時保存（町） ウ 検案 エ 死体見分（警察官）</p> <p>（3）処理の方法 ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部（津別町分区）の検案を受け、次により処理する。 （ア）身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。 （イ）身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。 イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。 ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。</p> <p>（4）安置場所の確保 町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。</p>	<p>第2 実施の方法</p> <p>1 行方不明者の捜索</p> <p>（1）捜索の対象 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。</p> <p>（2）捜索の実施 町長が、美幌・津別広域事務組合津別消防署、美幌警察署に協力を要請し、捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。</p> <p>（3）捜索要請 町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。</p> <p>ア 行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所 イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等</p> <p>2 変死体の届出 変死体については、直ちに美幌警察署に届け出るものとし、その検視後に処理に当たる。</p> <p>3 遺体の処理</p> <p>（1）対象者 災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。</p> <p>（2）処理の範囲 ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ 遺体の一時保存（町） ウ 検案 エ 死体見分（警察官）</p> <p>（3）処理の方法 ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部（津別町分区）の検案を受け、次により処理する。 （ア）身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引渡す。 （イ）身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。 イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。 ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。</p> <p>（4）安置場所の確保 町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>4 遺体の埋葬</p> <p>（1）対象者 災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体</p> <p>（2）埋葬の方法</p> <p>ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。</p> <p>イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）」の規定により処理する。</p> <p>5 広域火葬の調整等</p> <p>町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。</p> <p>道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼する等、広域火葬に係る調整を行う。</p> <p>6 平常時の規制の適用除外措置</p> <p>町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）」第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。</p> <div data-bbox="688 1220 1397 1268" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料39 火葬場・墓地</div>	<p>4 遺体の埋葬</p> <p>（1）対象者 災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体</p> <p>（2）埋葬の方法</p> <p>ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。</p> <p>イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）」の規定により処理する。</p> <p>5 広域火葬の調整等</p> <p>町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。</p> <p>道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼する等、広域火葬に係る調整を行う。</p> <p>6 平常時の規制の適用除外措置</p> <p>町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）」第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。</p> <div data-bbox="1976 1220 2686 1268" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料39 火葬場・墓地</div>	
<p>第29節 家庭動物等対策計画</p> <p>災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材の斡旋等の応援を要請する。</p> <p>第2 家庭動物等の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年3月30日条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。</p> <p>3 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処</p>	<p>第29節 家庭動物等対策計画</p> <p>災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。</p> <p>第2 家庭動物等の取扱い</p> <p>1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>2 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。</p> <p>3 災害時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>4 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。</p> <p>(1) 動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保</p> <p>(2) 動物のしつけと健康管理</p> <p>(3) 災害時の心構え</p> <p>第30節 応急飼料計画</p> <p>災害に際し、家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>災害時の家畜飼料の確保等、家畜飼料に関わる応急対策は、町長が実施する。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、津別町農業協同組合等と緊密な連携をとって応急確保に努め、これにより更に不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の幹旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ、道農政部長に幹旋の要請することができるものとし、道は必要に応じて農林水産省生産局に幹旋の要請する。</p> <p>1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）</p> <p>(1) 家畜の種類及び頭羽数</p> <p>(2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）</p> <p>(3) 購入予算額</p> <p>(4) 農家戸数等の参考となる事項</p> <p>2 転飼</p> <p>(1) 家畜の種類及び頭数</p> <p>(2) 転飼希望期間</p> <p>(3) 管理方法（預託、付添等）</p> <p>(4) 転飼予算額</p> <p>(5) 農家戸数等の参考となる事項</p> <p>第3 家畜用水の確保</p> <p>災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努める。</p>	<p>ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。</p> <p>4 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。</p> <p>(1) 動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保</p> <p>(2) 動物のしつけと健康管理</p> <p>(3) 災害時の心構え</p> <p>第3 同行避難</p> <p>家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</p> <p>また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p> <p>第30節 応急飼料計画</p> <p>災害に際し、家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>災害時の家畜飼料の確保等、家畜飼料に関わる応急対策は、町長が実施する。</p> <p>第2 実施の方法</p> <p>町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、津別町農業協同組合等と緊密な連携をとって応急確保に努め、これにより更に不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ、道農政部長にあっせんの要請することができるものとし、道は必要に応じて農林水産省畜産局にあっせんの要請するものとする。</p> <p>1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）</p> <p>(1) 家畜の種類及び頭羽数</p> <p>(2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）</p> <p>(3) 購入予算額</p> <p>(4) 農家戸数等の参考となる事項</p> <p>2 転飼</p> <p>(1) 家畜の種類及び頭数</p> <p>(2) 転飼希望期間</p> <p>(3) 管理方法（預託、付添等）</p> <p>(4) 転飼予算額</p> <p>(5) 農家戸数等の参考となる事項</p> <p>第3 家畜用水の確保</p> <p>災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努める。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第31節 廃棄物等処理計画</p> <p>災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、この計画の定めるところによる。</p> <p>ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」による。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 町は、町内の被災地における廃棄物等の処理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。</p> <p>2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町が実施する。</p> <p>第2 廃棄物等の処理方法</p> <p>廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。</p> <p>1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準</p> <p>町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。</p> <p>なお、町長は、基本法に基づき、環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずる。</p> <p>また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、</p> <p>解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。</p> <p>2 死亡獣畜の処理</p> <p>死亡獣畜の処理は、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。</p> <p>(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。</p> <p>(2) 移動できないものについては、北見保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土する。</p> <div data-bbox="688 1623 1397 1671" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料38 ごみ処理施設・し尿処理施設</div> <p>第32節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。</p>	<p>第31節 廃棄物等処理計画</p> <p>災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、この計画の定めるところによる。</p> <p>なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」等に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。</p> <p>また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」による。</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 町は、町内の被災地における災害廃棄物等の処理を行う。災害廃棄物等の処理の迅速化を図るため、「災害廃棄物処理計画」の策定に努める。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。</p> <p>2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、町が実施するものとする。</p> <p>第2 廃棄物等の処理方法</p> <p>廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。</p> <p>1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準</p> <p>町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、町長は、基本法に基づき、環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>2 死亡獣畜の処理</p> <p>死亡獣畜の処理は、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。</p> <p>(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。</p> <p>(2) 移動できないものについては、北見保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。</p> <div data-bbox="1976 1623 2686 1671" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料38 ごみ処理施設・し尿処理施設</div> <p>第32節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第1 ボランティア団体・NPOの協力</p> <p>町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。</p> <p>第2 ボランティアの受入れ</p> <p>町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。</p> <p>また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>第3 ボランティア団体・NPOの活動</p> <p>ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達 2 炊出し、その他の災害救助活動 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助 4 清掃及び防疫 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び配分 6 被災建築物の応急危険度判定 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 8 災害応急対策事務の補助 9 救急・救助活動 10 医療・救護活動 11 外国語通訳 12 非常通信 13 被災者の心のケア活動 14 被災母子のケア活動 15 被災動物の保護・救助活動 16 ボランティア・コーディネート <p>第4 ボランティア活動の環境整備</p> <p>町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</p> <p>また、町は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。</p> <p>なお、災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等が災害対策本部と連携し、災害ボランティアセンターを役場庁舎及び駐車場に設置し、ボランティアの受入れ及び活動の調整を行う。</p>	<p>第1 ボランティア団体・NPOの協力</p> <p>町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。</p> <p>第2 ボランティアの受入れ</p> <p>町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。</p> <p>また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。</p> <p>第3 ボランティア団体・NPOの活動</p> <p>ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達 2 炊出し、その他の災害救助活動 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助 4 清掃及び防疫 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布 6 被災建築物の応急危険度判定 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 8 災害応急対策事務の補助 9 救急・救助活動 10 医療・救護活動 11 外国語通訳 12 非常通信 13 被災者の心のケア活動 14 被災母子のケア活動 15 被災動物の保護・救助活動 16 ボランティア・コーディネート <p>第4 ボランティア活動の環境整備</p> <p>町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。</p> <p>また、町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。</p> <p>なお、災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等が災害対策本部と連携し、災害ボランティアセンターを役場庁舎及び駐車場に設置し、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第33節 労務供給計画</p> <p>町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。</p> <p>また、大規模な災害では、隣接の市町も同様の災害を受け支援を受けられないおそれがあるため、各団体・組織等の協力によりできるだけ町内で必要な要員の確保を図るとともに、他の離れた地域の市町村との支援協定等による応援を求める。</p> <p>第1 要員確保の方法</p> <p>1 応急対策の人員が不足するとき、又は特殊な作業技術者が必要なときの要員は次の中から状況に応じて的確に確保を図る。</p> <p>(1) 本部の部員（消防団員を含む。）</p> <p>(2) 自主防災組織・自治会</p> <p>(3) 災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、建設、交通、郵便、商業等）</p> <p>(4) 事業所等の消防隊・自主防災組織</p> <p>(5) 作業員の雇上げ、関係会社等への発注</p> <p>(6) 自衛隊員の応援要請</p> <p>(7) 道職員の応援要請</p> <p>(8) 他市町村職員の応援要請</p> <p>2 北海道広域消防相互応援協定や医療機関との支援協定に基づき、災害時には必要に応じて応援を求める。</p> <p>第2 作業員の雇上げ、関係会社等への発注</p> <p>災害応急対策の実施において人員が不足、又は特殊な技術が必要なときには、それぞれの応急対策実施機関において作業員等の雇上げ、関係会社等への発注を行う。動員等に要する経費（賃金等）は、災害救助法適用の場合の要領に準じて行う。</p> <p>第3 一般労働者の募集、関係会社等への発注</p> <p>1 災害応急対策の実施において人員が不足、又は特殊な技術が必要なときには、公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして文書又は口頭により求人申込みを行う。</p> <p>(1) 職業別、性別、所要労働者数</p> <p>(2) 作業場所及び作業内容</p> <p>(3) 期間及び賃金等の労働条件</p> <p>(4) 宿泊施設等の状況</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>2 賃金及びその他の費用負担</p> <p>(1) 一般労働者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。</p> <p>(2) 一般労働者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。</p> <p>第4 賃金及びその他の費用負担</p> <p>1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。</p> <p>2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよ</p>	<p>第33節 労務供給計画</p> <p>町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。</p> <p>また、大規模な災害では、隣接の市町も同様の災害を受け支援を受けられないおそれがあるため、各団体・組織等の協力によりできるだけ町内で必要な要員の確保を図るとともに、他の離れた地域の市町村との支援協定等による応援を求める。</p> <p>第1 要員確保の方法</p> <p>1 応急対策の人員が不足するとき、又は特殊な作業技術者が必要なときの要員は次の中から状況に応じて的確に確保を図る。</p> <p>(1) 本部の部員（消防団員を含む。）</p> <p>(2) 自主防災組織・自治会</p> <p>(3) 災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、建設、交通、郵便、商業等）</p> <p>(4) 事業所等の消防隊・自主防災組織</p> <p>(5) 作業員の雇上げ、関係会社等への発注</p> <p>(6) 自衛隊員の応援要請</p> <p>(7) 道職員の応援要請</p> <p>(8) 他市町村職員の応援要請</p> <p>2 北海道広域消防相互応援協定や医療機関との支援協定に基づき、災害時には必要に応じて応援を求める。</p> <p>第2 作業員の雇上げ、関係会社等への発注</p> <p>災害応急対策の実施において人員が不足、又は特殊な技術が必要なときには、それぞれの応急対策実施機関において作業員等の雇上げ、関係会社等への発注を行う。動員等に要する経費（賃金等）は、災害救助法適用の場合の要領に準じて行う。</p> <p>第3 一般労働者の募集、関係会社等への発注</p> <p>1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。</p> <p>2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1) 職業別、性別、所要労働者数</p> <p>(2) 作業場所及び作業内容</p> <p>(3) 期間及び賃金等の労働条件</p> <p>(4) 宿泊施設等の状況</p> <p>(5) その他必要な事項</p> <p>3 賃金及びその他の費用負担</p> <p>(1) 一般労働者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。</p> <p>(2) 一般労働者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。</p> <p>第4 賃金及びその他の費用負担</p> <p>1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。</p> <p>2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよ</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>う努める。</p> <p>第34節 職員派遣計画</p> <p>町長は、災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。</p> <p>第1 要請権者</p> <p>町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節において「町長等」という。）</p> <p>なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。</p> <p>第2 要請手続等</p> <p>1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。</p> <p>(1) 派遣を要請する理由</p> <p>(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数</p> <p>(3) 派遣を必要とする期間</p> <p>(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>(5) (1)～(4)に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項</p> <p>2 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。</p> <p>(1) 派遣の斡旋を求める理由</p> <p>(2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数</p> <p>(3) 派遣を必要とする期間</p> <p>(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項</p> <p>第3 派遣職員の身分取扱</p> <p>1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下、「派遣側」という。）及び職員派遣受入れ側（以下、「受入れ側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下、「関係規定」という。）の適用がある。</p> <p>ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。</p> <p>また、受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。</p> <p>2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定による。</p> <p>3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定する。</p>	<p>う努める。</p> <p>第34節 職員派遣計画</p> <p>町長は、災害応急対策（削除）又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。</p> <p>第1 要請権者</p> <p>町長又は町の委員会若しくは委員（以下、本節において「町長等」という。）</p> <p>なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。</p> <p>第2 要請手続等</p> <p>1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。</p> <p>(1) 派遣を要請する理由</p> <p>(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数</p> <p>(3) 派遣を必要とする期間</p> <p>(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>(5) (1)～(4)に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項</p> <p>2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。</p> <p>(1) 派遣のあっせんを求める理由</p> <p>(2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数</p> <p>(3) 派遣を必要とする期間</p> <p>(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件</p> <p>(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項</p> <p>第3 派遣職員の身分取扱</p> <p>1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下、「派遣側」という。）及び職員派遣受入れ側（以下、「受入れ側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下、「関係規定」という。）の適用があるものとする。</p> <p>ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。</p> <p>また、受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。</p> <p>2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については（削除）、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。</p> <p>3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>4 派遣職員の服務は派遣受入れ側の規定を適用する。</p> <p>5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。</p> <p>第4 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき派遣要請を行う。</p> <p>第35節 災害義援金品の受け入れ・配分計画</p> <p>被災者に対し全国から送られる義援物資、義援金についての受け入れ態勢を定め、確実・迅速に配分を行う。</p> <p>第1 義援物資、義援金受け入れの周知</p> <p>1 町は義援物資、義援金の受け入れについて、一般への周知が必要と認められる場合は、道災害対策本部、日本赤十字社北海道支部及び報道機関等を通し次の事項を公表する。</p> <p>(1) 送付先</p> <p>(2) 受け入れを希望する物資及び希望しない物資のリスト</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>第2 義援物資、義援金の受け入れ・保管</p> <p>1 一般からの受け入れ窓口（町、町社会福祉協議会、日赤津別町分区）を開設する。</p> <p>2 受け入れ要員を確保する。</p> <p>3 輸送、保管に適した義援物資は、あらかじめ定めておいた一時保管場所に保管する。</p> <p>4 郵便小包により義援物資が集中した場合には、あらかじめ協定を定めて津別郵便局での保管・整理を要請する。</p> <p>5 義援金については、寄託者へ領収書を発行する。</p> <p>第3 配分</p> <p>1 義援金は、配分基準に則して配分する。</p> <p>2 義援物資は、町の調達物資、応援要請物資等と調整し、効果的な配分を行う。この配分に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を含む避難行動要支援者に十分配慮する。</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施</p> <p>救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施体制</p> <p>救助法による救助の実施は、道知事（オホーツク総合振興局長）が行う。</p> <p>ただし、町長は、道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。</p> <p>第2 救助法の適用基準</p> <p>救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。</p>	<p>4 派遣職員の服務は派遣受入れ側の規定を適用するものとする。</p> <p>5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。</p> <p>第4 自衛隊の災害派遣要請</p> <p>本章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき派遣要請を行う。</p> <p>第35節 災害義援金品の受け入れ・配分計画</p> <p>被災者に対し全国から送られる義援物資、義援金についての受け入れ態勢を定め、確実・迅速に配分を行う。</p> <p>第1 義援物資、義援金受け入れの周知</p> <p>町は義援物資、義援金の受け入れについて、一般への周知が必要と認められる場合は、道災害対策本部、日本赤十字社北海道支部及び報道機関等を通し次の事項を公表する。</p> <p>1 送付先</p> <p>2 受け入れを希望する物資及び希望しない物資のリスト</p> <p>3 募集期間</p> <p>第2 義援物資、義援金の受け入れ・保管</p> <p>1 一般からの受け入れ窓口（町、町社会福祉協議会、日赤津別町分区）を開設する。</p> <p>2 受け入れ要員を確保する。</p> <p>3 輸送、保管に適した義援物資は、あらかじめ定めておいた一時保管場所に保管する。</p> <p>4 郵便小包により義援物資が集中した場合には、あらかじめ協定を定めて津別郵便局での保管・整理を要請する。</p> <p>5 義援金については、寄託者へ領収書を発行する。</p> <p>第3 配分</p> <p>1 義援金は、配分基準に則して配分する。</p> <p>2 義援物資は、町の調達物資、応援要請物資等と調整し、効果的な配分を行う。この配分に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を含む避難行動要支援者に十分配慮する。</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施</p> <p>救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施体制</p> <p>救助法による救助は、知事（オホーツク総合振興局長）が行う。</p> <p>ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。</p> <p>第2 救助法の適用基準</p> <p>1 災害が発生した場合</p> <p>救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。</p>	

現行（令和2年8月）				修正案（令和6年1月時点）				備考																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">適用基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">被害区分 人口</th> <th>町単独の場合</th> <th>被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）</th> <th rowspan="2">被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合</th> </tr> <tr> <th>住家滅失世帯数</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津別町 5,000人未満</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。</td> </tr> </tbody> </table>				適用基準				被害区分 人口	町単独の場合	被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	津別町 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">適用基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">被害区分 人口</th> <th>町単独の場合</th> <th>被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）</th> <th rowspan="2">被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合</th> </tr> <tr> <th>住家滅失世帯数</th> <th>住家滅失世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津別町 5,000人未満</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。</td> </tr> </tbody> </table>				適用基準				被害区分 人口	町単独の場合	被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	津別町 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。	
適用基準																																				
被害区分 人口	町単独の場合	被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合																																	
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数																																		
津別町 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。																																	
適用基準																																				
被害区分 人口	町単独の場合	被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合																																	
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数																																		
津別町 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に 救助を必要とする状 態にあると認められ たとき。																																	
<p style="text-align: center;">適用</p> <p>1 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>				<p style="text-align: center;">適用</p> <p>1 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>																																
				<p>2 災害が発生するおそれがある場合</p> <p>災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の町において現に救助を必要とする者に対して行う。</p>																																

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																																							
<p>第3 救助法の適用手続</p> <p>1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>2 災害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちにオホーツク総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。</p> <p>第4 救助の実施と種類</p> <p>1 救助の実施と種類</p> <p>道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。</p> <p>なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>	<p>第3 救助法の適用手続</p> <p>1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局長に報告しなければならない。</p> <p>2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちにオホーツク総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。</p> <p>第4 救助の実施と種類</p> <p>1 救助の実施と種類</p> <p>知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。</p> <p>なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。</p>																																								
<table border="1" data-bbox="210 772 1353 1942"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能</td> <td>対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）</td> </tr> <tr> <td>炊出しその他による食品の給与</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	避難所の設置	7日以内	町	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）	炊出しその他による食品の給与	7日以内	町	飲料水の供給	7日以内	町	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町	<table border="1" data-bbox="1478 772 2626 1942"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置 （災害救助法第4条第1項）</td> <td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>避難所の設置 （災害救助法第4条第2項）</td> <td>災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。</td> <td>法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに借り上げ提供</td> </tr> <tr> <td>炊出しその他による食品の給与</td> <td>1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被</td> <td>災害発生の日から10日以内</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	実施期間	避難所の設置 （災害救助法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	災害発生の日から7日以内	避難所の設置 （災害救助法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに借り上げ提供	炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被	災害発生の日から10日以内	
救助の種類	実施期間	実施者区分																																							
避難所の設置	7日以内	町																																							
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）																																							
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町																																							
飲料水の供給	7日以内	町																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町																																							
救助の種類	対象	実施期間																																							
避難所の設置 （災害救助法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	災害発生の日から7日以内																																							
避難所の設置 （災害救助法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間																																							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに借り上げ提供																																							
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内																																							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被	災害発生の日から10日以内																																							

現行（令和2年8月）			修正案（令和6年1月時点）			備考
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）		服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者		
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 （ただし、委任したときは町）	医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	災害発生の日から14日以内	
			助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	
災害にかかった者の救出	3日以内	町	被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	
住宅の応急修理	1ヶ月以内	町	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	災害発生の日から10日以内	
			日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	町	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	
埋葬	10日以内	町	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施す	災害発生の日から10日以内	
遺体の搜索	10日以内	町				

現行（令和2年8月）				修正案（令和6年1月時点）				備考
					る者に支給			
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部		遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内		
障害物の除去	10日以内	町		遺体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	災害発生の日から10日以内		
生業資金の貸与		現在運用されていない		障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から10日以内		
				(削除)				
<p>(注) 期間については全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。</p>				<p>(注) 期間については全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。</p>				
<p>2 救助に必要とする措置</p> <p>道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</p>				<p>2 救助に必要とする措置</p> <p>知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。</p>				
<p>第5 救助の実施状況の記録及び報告</p> <p>救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を道本部に報告する。</p>				<p>第5 救助の実施状況の記録及び報告</p> <p>救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理するとともに、その状況を道本部に報告する。</p>				
<p>第6 基本法と救助法の関連</p> <p>基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。</p>				<p>第6 基本法と救助法の関連</p> <p>基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。</p>				
<p>第37節 農林業応急対策計画</p> <p>被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、営農体制の早期再開に関する計画は、この計画の定めるところによる。</p>				<p>第37節 農林業応急対策計画</p> <p>被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、営農体制の早期再開に関する計画は、この計画の定めるところによる。</p>				
<p>第1 実施責任</p> <p>町は、風水害等による農林業被害の発生及び拡大を防止するため、必要に応じ、津別町農業協同組合等関係機関と連携し、被害状況の把握その他応急対策に努める。</p>				<p>第1 実施責任</p> <p>町は、風水害等による農林業被害の発生及び拡大を防止するため、必要に応じ、津別町農業協同組合等関係機関と連携し、被害状況の把握その他応急対策に努める。</p>				

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第2 農林業施設等の応急対策</p> <p>1 農地及び農業用施設の応急対策</p> <p>（1）被害状況の把握</p> <p>町は、風水害等の災害が発生した場合には、津別町農業協同組合及び農地・農業用施設の管理者と連携し、農地・農業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。</p> <p>（2）関係機関等への連絡</p> <p>町は、農地・農業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。</p> <p>（3）応急対策</p> <p>ア 農産物及び農業用施設</p> <p>町は、道及び津別町農業協同組合と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。</p> <p>イ 家畜及び家畜飼養施設</p> <p>町は、道及び津別町農業協同組合と連携し、次の応急対策を講じる。</p> <p>（ア）死亡獣畜の処理</p> <p>（イ）家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止措置</p> <p>（ウ）家畜用医薬品、家畜飼料等の円滑な供給</p> <p>2 林地及び林業用施設の応急対策</p> <p>（1）被害状況の把握</p> <p>町は、風水害や山地災害等の災害が発生した場合には、津別地区林業協同組合、北見広域森林組合及び林地・林業用施設の管理者と連携し、林地・林業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。</p> <p>（2）関係機関等への連絡</p> <p>町は、林地・林業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。</p> <p>（3）応急対策</p> <p>ア 町は、林地・林業施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施する。</p> <p>イ 町、津別地区林業協同組合及び北見広域森林組合は、林地・林業施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。</p> <p>（ア）地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止</p> <p>（イ）苗木、立木等の病虫害発生予防措置及び薬剤の供給</p> <p>（ウ）応急対策用資機材の供給</p> <p>（エ）林産物の生産段階に対応した指導</p> <p>第3 家畜防疫</p> <p>1 家畜防疫の実施</p> <p>（1）緊急防疫の実施</p> <p>町長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に</p>	<p>第2 農林業施設等の応急対策</p> <p>1 農地及び農業用施設の応急対策</p> <p>（1）被害状況の把握</p> <p>町は、風水害等の災害が発生した場合には、津別町農業協同組合及び農地・農業用施設の管理者と連携し、農地・農業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。</p> <p>（2）関係機関等への連絡</p> <p>町は、農地・農業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。</p> <p>（3）応急対策</p> <p>ア 農産物及び農業用施設</p> <p>町は、道及び津別町農業協同組合と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。</p> <p>イ 家畜及び家畜飼養施設</p> <p>町は、道及び津別町農業協同組合と連携し、次の応急対策を講じる。</p> <p>（ア）死亡獣畜の処理</p> <p>（イ）家畜伝染性疾病の発生及びまん延防止措置</p> <p>（ウ）家畜用医薬品、家畜飼料等の円滑な供給</p> <p>2 林地及び林業用施設の応急対策</p> <p>（1）被害状況の把握</p> <p>町は、風水害や山地災害等の災害が発生した場合には、津別地区林業協同組合、北見広域森林組合及び林地・林業用施設の管理者と連携し、林地・林業用施設、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を実施し、被害状況の把握に努める。</p> <p>（2）関係機関等への連絡</p> <p>町は、林地・林業用施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、道、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。</p> <p>（3）応急対策</p> <p>ア 町は、林地・林業施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施する。</p> <p>イ 町、津別地区林業協同組合及び北見広域森林組合は、林地・林業施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。</p> <p>（ア）地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止</p> <p>（イ）苗木、立木等の病虫害発生予防措置及び薬剤の供給</p> <p>（ウ）応急対策用資機材の供給</p> <p>（エ）林産物の生産段階に対応した指導</p> <p>第3 家畜防疫</p> <p>1 家畜防疫の実施</p> <p>（1）緊急防疫の実施</p> <p>町長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>応じ「家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）」を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。</p> <p>（2）獣医薬品器材の確保 町長は、緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努める。</p> <p>（3）畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等 町長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。</p> <p>（4）家畜衛生車の被災地への出動要請 町長は、必要に応じ家畜保健衛生所に家畜衛生車の出動を要請し、被災地の防疫に当たる。</p> <p>2 家畜の救護 町長は、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。</p>	<p>応じ「家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）」を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。</p> <p>（2）獣医薬品器材の確保 町長は、緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努める。</p> <p>（3）畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等 町長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。</p> <p>（4）家畜衛生車の被災地への出動要請 町長は、必要に応じ家畜保健衛生所に家畜衛生車の出動を要請し、被災地の防疫に当たる。</p> <p>2 家畜の救護 町長は、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。</p>	